

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【事業年度】	第54期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	unbanked株式会社
【英訳名】	unbanked inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 胡 燕
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿1丁目18番14号
【電話番号】	03(6456)2670(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 竹内 博
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿1丁目18番14号
【電話番号】	03(6456)2670(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 竹内 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	5,152	4,637	5,310	9,489	9,394
経常利益又は経常損失 () (百万円)	522	523	45	308	2,827
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	1,707	369	390	236	3,808
包括利益 (百万円)	1,894	318	715	25	3,917
純資産額 (百万円)	4,973	4,654	5,569	5,752	3,300
総資産額 (百万円)	10,032	9,440	5,826	7,392	26,883
1株当たり純資産額 (円)	529.93	495.88	555.65	552.41	224.64
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	243.83	39.42	39.52	23.63	322.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (注) 1 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.5	49.3	95.6	74.9	11.3
自己資本利益率 (%)	32.6	7.7	7.6	4.3	88.8
株価収益率 (注) 2 (倍)	-	-	16.9	12.0	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	511	38	1,009	72	4,041
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	403	362	489	960	246
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,366	0	80	2	375
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,340	2,741	2,393	3,280	2,059
従業員数 (人)	48	43	10	8	31

- (注) 1. 第50期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、また、第52期から第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第50期から第51期及び第54期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は2024年10月1日付で普通株式3株につき1株の割合で株式併合を行っております。第50期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第54期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第50期から第53期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	4,763	4,240	4,920	9,151	8,043
経常利益 又は経常損失()	(百万円)	499	231	23	267	1,269
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	1,683	423	279	246	3,696
資本金	(百万円)	3,661	100	100	100	100
発行済株式総数	(千株)	9,642	9,642	10,023	10,023	13,570
純資産額	(百万円)	4,997	4,692	5,400	5,383	2,921
総資産額	(百万円)	5,347	4,778	5,588	5,716	3,003
1株当たり純資産額	(円)	532.45	499.96	538.79	537.50	215.40
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失()	(円)	240.46	45.10	28.24	24.61	313.39
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益(注)1	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	93.4	98.1	96.6	94.2	97.3
自己資本利益率	(%)	32.1	8.3	5.3	4.6	89.0
株価収益率(注)2	(倍)	-	-	23.6	11.5	-
配当性向(注)3	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	10	9	6	5	6
株主総利回り	(%)	103.3	70.0	123.3	52.4	54.1
(比較指標:配当込みTOPIX)	(%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価(注)4、5	(円)	287	223	255	480 (255)	721
最低株価(注)4、5	(円)	104	115	77	263 (80)	202

- (注) 1. 第50期及び第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、また、第52期から第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第50期から第51期及び第54期の株価収益率は、1株当たり当期純損失を計上しているため、それぞれ記載しておりません。
3. 第50期から第54期は無配であるため、配当性向を記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
5. 当社は2024年10月1日付で普通株式3株につき1株の割合で株式併合を行っております。第53期の株価については併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
6. 当社は2024年10月1日付で普通株式3株につき1株の割合で株式併合を行っております。第50期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 第54期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第50期から第53期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2【沿革】

年月	事項
1972年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社の新設合併（資本金78,200千円） 大阪市北区に本店設置、大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生絲取引所、大阪砂糖取引所の商品取引員としての許可を取得
1979年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併
1981年6月	金地金の現物売買事業を開始
1996年3月	日本証券業協会へ店頭登録
2000年7月	店頭外国為替証拠金取引事業を開始
2002年4月	あしたば商品株式会社を吸収合併
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所へ上場
2005年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける（関東財務局長（金先）第20号）
2007年9月	金融商品取引法施行により、関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける（関東財務局長（金商）第279号）
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）へ上場
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）へ上場
2016年3月	店頭外国為替証拠金取引事業の廃止による金融商品取引業の登録抹消
2020年5月	OKプレミア証券株式会社を完全子会社化
2020年7月	商品先物取引事業の一部事業を日産証券株式会社へ事業譲渡
2020年11月	クラウドバンク株式会社と資本業務提携
2021年3月	OKプレミア証券株式会社が第一プレミア証券株式会社へ商号変更
2021年4月	商品先物取引業の廃止
2021年6月	日本クラウド証券株式会社と共同でインターネット金取引サービスを開始
2022年3月	クラウドバンク株式会社を持分法適用会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のJASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場に移行
2022年11月	暗号資産事業3社（Kinka（BVI）,LTD.、一般社団法人ゴールド基金及び合同会社ゴールド・マネジメント）を設立
2023年6月	Personal Capital 株式会社を完全子会社化
2023年12月	第一プレミア証券株式会社の全株式を譲渡
2024年4月	本店を東京都渋谷区恵比寿1丁目18番14号に移転
2024年7月	商号をUNBANKED株式会社に変更
2024年9月	クラウドバンク・キャピタル株式会社を子会社化
2025年3月	Personal Capital株式会社の全株式を譲渡
2025年7月	商号をunbanked株式会社に変更
2025年8月	クラウドバンク株式会社を子会社化

（注）表中の商品取引所名は当時の名称で記載しております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度において、クラウドバンク株式会社及びその子会社23社を取得し、当社及び連結子会社28社で構成されており、金地金取引の関連事業を主業務とする金地金事業及び貸金業を主業務とするノンバンク事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 金地金事業

当社グループは、金地金等の販売及び買取を行っております。

国内においては、主に対面で1キログラムの金地金バーを取り扱っております。また、関連会社であるクラウドバンク株式会社の子会社の日本クラウド証券株式会社では、インターネットを通じて1,000円からの少額売買にも対応しております。

海外においては、海外子会社Kinka (BVI) ,Ltd. がブロックチェーン技術を利用した金地金を裏付けとした暗号資産「Kinka (XNK)」を発行し、海外の金投資需要の取り込みを行っております。

なお、当社グループは販売するための金地金をグループ外から調達し、保管しております。

(2) ノンバンク事業

クラウドバンク・キャピタル株式会社、クラウドバンク株式会社の子会社であるクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社が、貸金業として業務を行うことができます。

主な事業：不動産担保融資事業

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
クラウドバンク・キャピタル株式会社(注)	東京都渋谷区	50	ノンバンク事業 クラウドファンディング事業	直接所有 50.0 間接所有 50.0	資金の貸借
クラウドバンク株式会社(注)	東京都渋谷区	100	投資コンサルティング事業 グループ会社の経営管理	直接所有 54.6	資金の貸借 役員の兼任
日本クラウド証券株式会社	東京都渋谷区	100	金融商品取引業 クラウドファンディング事業	間接所有 54.6	金取引共同事業 役員の兼任
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	東京都渋谷区	100	ノンバンク事業 クラウドファンディング事業	間接所有 54.6	資金の供与 役員の兼任
クラウドバンク・インキュバ株式会社	東京都渋谷区	100	インキュベーション事業	間接所有 54.6	役員の兼任
その他23社					

(注) 特定子会社に該当しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、2020年10月に、企業理念を「人と社会に貢献し、価値を創造する」といたしました。これは今までの商品先物取引を中心に掲げた企業理念からの脱却を意味します。2020年4月に受領した当社に対する第三者委員会調査報告書の中の再発防止策等の提言にもあるように、当社にはステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的企業風土が醸成されていました。今後はこれを改め、健全な組織風土を醸成してまいります。上場会社グループとして正確な財務情報を開示し、単なる法令にとどまらず社会規範をも順守することで、人と社会に貢献してまいります。

同時に三つの行動指針も掲げております。

- 常に人の役に立つために考え、行動しよう
- 広く社会の役に立つために、視野を広げよう
- すべてのものごとに、感謝の気持ちで取り組もう

こうした経営理念及び行動指針を社内で共有し、組織風土の改善をより強固なものいたします。

(2) 経営戦略等

前述のとおり、当社グループは企業理念を「人と社会に貢献し、価値を創造する」としており、健全な組織風土の醸成と社会的価値の創出の実現に向け、コーポレートブランドを刷新し、2025年7月に商号をunbanked株式会社へ変更いたしました。

これまで築き上げた金ビジネスに新たな価値観を付加することで社会ニーズにお応えしていきます。国内対面販売だけでなく、インターネット形式での小口販売、ブロックチェーン技術を利用した海外での販売を行い、様々な形式での金に関するニーズにお応えしていきます。

さらに、情報発信力の強化や新商品の開発、グループ子会社を通じた販売チャネルの構築も強化してまいります。また、金地金事業及びノンバンク事業というカテゴリーにこだわることなく、人と社会に貢献することを念頭に新たな分野を開拓していくことも検討してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは金地金事業とノンバンク事業の2つのセグメントであり、金融政策の動向が収益に大きな影響を与える傾向があるため、適正な収益目標を立てることは困難であります。しかし、健全な財務基盤を確保する観点から、収益の最大化と費用の最小化により収益構造の改革を推し進め、営業利益の黒字化を図ってまいります。

(4) 経営環境

エネルギー価格の上昇や円安の進行により、国内においてインフレ警戒感が徐々に始めている中、有事への備えやインフレヘッジを目的に金市場への資金流入が続き、金価格は史上最高値を更新しています。このような環境の中、金地金事業においては、富裕層を中心に国内外の金投資需要の取り込みを進めております。海外においては、海外子会社のKinka(BVI), Ltd.が発行する金価格連動型の暗号資産「Kinka(XNK)」の販路拡大を目的に、新たなブロックチェーン上で「Kinka(XNK)」を発行・流通させるため、カルダノブロックチェーン創設企業のEMURGO社とパートナーシップ契約を締結しました。今後も海外でのWeb3.0ビジネスの推進を図ってまいります。

ノンバンク事業においては、当連結会計年度にクラウドバンク株式会社を子会社化したことで、融資型クラウドファンディング事業にも領域を広げ、収益の拡大に努めております。

グループ全体で、事業基盤の強化、及び新たな事業の展開を模索してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

ガバナンス体制及び内部管理体制の再構築

当社は、2026年5月25日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式について同年5月26日付で特別注意銘柄に指定する旨の通知を受けました。本件は、2025年12月において、金地金取引に係る売上債権13.4億円が未回収となり、多額の貸倒引当金を計上する事態が発生したことに起因するものであります。株式会社東京証券取引所が当社株式を特別注意銘柄に指定した理由（概要）は以下のとおりであります。

- ・必要な内部統制システムが適切に運用されていなかった。
- ・業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反した。
- ・内部管理体制等について改善の必要性が高い。

当社は、当該事案を厳粛に受け止め、ガバナンス体制及び内部管理体制の抜本的な見直し及び強化を最優先課題として位置付け、2026年6月5日開催の臨時株主総会後の新経営体制の下、再発防止策を着実に実行してまいります。

金地金の販売戦略見直しと新サービスの開発

金地金事業においては、世界的なインフレ時代への突入、年々高まる地政学リスク、先行き不透明な国際情勢などにより、国内外ともに金価格が史上最高値を記録する環境下にあるため、円資産の価値の目減りを回避したいと考える富裕層のニーズの掘り起こしを強化し、販売提携先の開拓も視野に入れ取引量の拡大を図ってまいります。一方、日本における金投資の裾野拡大のため、少額資金で金投資を行いたい投資家のニーズに応えるために、新たに「Prognat SaaS」を利用し、100g単位で売買できる金取引サービス「UNBゴールド」の取り扱いを開始しました。日本クラウド証券株式会社との共同事業であるインターネットによる「金スポット取引」及び「純金積立」と併せて、金取引の販売促進により、収益力の強化に努めてまいります。

暗号資産「Kinka」の販路拡大と収益源の多様化

海外子会社のKinka (BVI) ,Ltd.が発行している金の価格と連動する暗号資産「Kinka (XNK)」は、海外の複数の中央集権型暗号資産取引所 (CEX) に上場していますが、今後はさらなる流通量拡大に向け、イーサリアムネットワークに加え、カルダノブロックチェーン上で「Kinka (XNK)」を発行し、流通及び販売を強化していく予定です。そして、「Kinka (XNK)」を販売するだけに留まらず、他のユースケースを提携パートナーと模索しながらWeb3.0ビジネスへの投資を強化し、収益源の多様化を図ってまいります。

貸金業子会社の融資残高を積み上げるための資金支援

都市部を中心に収益性の高い不動産開発案件への投資ニーズが高まっております。当社グループでは、この旺盛な資金需要に応えるべく、貸金業を営むクラウドバンク・キャピタル株式会社による自己資金融資に加え、当連結会計年度に子会社化したクラウドバンク株式会社を通じて融資型クラウドファンディング事業にも進出いたしました。これにより、資金供給手段の多様化を図るとともに、ノンバンク事業のさらなる成長が期待できるものと考えております。

以上の施策により、グループ全体での収益の増加を図り、安定した黒字化の実現を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりです。なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

当社グループは、unbanked株式会社において金地金の取扱いを中核事業とし、子会社であるクラウドバンク・キャピタル株式会社及びクラウドバンク株式会社においてノンバンク融資、海外子会社Kinka (BVI) ,LTD.において金の価格と連動する暗号資産「Kinka (XNK)」の取り扱いサービスを提供しております。

当社グループがサービスを提供し、お客様と社会の課題解決に貢献することで、持続的な社会の実現を目指しております。その取り組みが結果として、当社グループ事業の継続的な強化につながると認識し、サステナビリティ課題への取り組みが重要な経営課題の一つであると考えております。当社グループはサステナビリティ課題への取り組みを推進することによって、株主の皆様との対話を重視し、継続的な企業価値の創造を実現してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、サステナビリティを推進する体制としております。経営会議では、中長期的な視点に立ちサステナビリティに関する重要課題の特定、リスク及び機会の識別、対応方針の策定等についての協議を行い、取締役会へ報告します。取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会を監督する体制としております。

(2) 戦略

サステナビリティに関する戦略

当社グループの資産運用サービスはお客様との対話を重視しており、そのサービスを提供する従業員の育成とエンゲージメントの向上は、当社グループの企業価値を高める重要な要素であると考えております。

「人的資本への投資と従業員エンゲージメントの向上」を目的として、下記の方針を定めております。

・キャリアアップを支援するための資格取得の奨励

安定的な事業収益の確保のため、将来の事業創出を目的とした、事業に必要な資格の取得の支援により、従業員へのリスクリングを推奨しています。中でも、当社グループは暗号資産を取り扱うことから、他社との差別化を図る新たなサービスを生み出すためにも、ITリテラシーの向上によるデジタル時代の人材育成も推進しております。

・ワークライフバランスの推進による生産性の向上

社会環境の変化にも柔軟に対応できる労働環境を整備するため、クラウド型業務支援システムの導入等のテレワーク環境を整備し、多様な働き方による業務の生産性の向上に努めております。

・ 人的資本への投資と従業員エンゲージメントの向上

従業員のキャリアアップを支援するための資格取得の奨励や、ワークライフバランスの推進による生産性の向上を図り、経営陣と従業員のビジョン共有、物価上昇に見合うベースアップにより、従業員のモチベーションを高め、企業価値の向上に努めてまいります。

人的資本の多様性

企業としての持続的成長と経営課題の解決を図るためにも、女性役員、外国籍役員の登用等、多様性確保にも取り組んでおります。取締役会における多様性確保の姿勢が、企業全体に影響を与えることとなり、多様性を推進する企業風土の醸成に資するものと考えております。

(3) リスク管理

当社グループは、各サービスの担い手である人材が新たなサービスを生み出し、事業の基盤強化につながるものと認識しており、人材が企業価値を向上させる源泉であると認識しております。よって人的資本の不足や人的基盤の縮小が、当社グループにおけるリスクに繋がります。

加えて、全役職員のコンプライアンス意識の向上についても重要な課題であるとして認識しております。そのため、当社におけるコンプライアンスリスクを早期発見し重大化を未然に防ぐためにも、当社グループを取り巻くリスクを定期的に評価し、企業運営における危機管理に取り組んでおります。リスク管理マニュアルに基づき、定期的に各部門のリスクを洗い直し、各リスクを最小化するために対策を議論し、重要なリスク管理については、代表取締役社長が委員長となるリスク管理委員会を開催し、その内容を取締役に報告する体制としています。

また、社外の弁護士及び公認会計士によって構成されたコンプライアンス委員会を定期的及び必要に応じて開催し、コンプライアンスについて議論を行い、その意見を取締役に報告する体制としております。

(4) 人材育成に関する環境整備の方針

当社グループの一人ひとりの社員が事業の基盤強化を目的として、各セグメントにおける付加価値の高いサービスの提供を目指して、知識・スキルの上に加え、コンプライアンス・モラルの徹底を図るための意識づけを行っております。

グループ全社員に対し、業務に直結する資格取得、外部セミナーへの参加を積極的に推進しております。また、現時点では業務とは直接関係がない分野に関しても、将来の事業拡大を見据え個人の学びたいという意欲に応えるべく、金銭面でのバックアップを行っております。

また、毎年の年間スケジュールに、従業員向けのコンプライアンス研修、役員向けの会計研修を組み込んでおります。

(5) 指標及び目標

当社グループは、コンプライアンス意識の向上を目的として、すべての役職員向けのコンプライアンス等の研修の参加率について100%を目標としております。

2025年度内に実施した役職員向けのコンプライアンス研修等についての参加対象者及び参加状況は以下の通りとなります。

開催日時	研修内容	参加対象人数	参加人数	参加率
2025年5月23日	会計研修：テーマ「不正会計および企業不祥事事例の傾向分析」	16名	15名	93.8%
2025年7月17日	コンプライアンス研修 ：テーマ「リスク調査票に基づく当社の抱えるリスクについて」(ディスカッション形式)	6名	6名	100%
2025年10月16日	コンプライアンス研修 ：テーマ「関連当事者取引について」	19名	18名	94.7%
2026年3月23日～ 2026年3月27日	コンプライアンス研修：テーマ「内部通報研修」	44名	41名	93.2%
2026年3月23日～ 2026年3月27日	コンプライアンス研修： テーマ「インサイダー取引規制セミナー」(Web視聴)	44名	41名	93.2%
2026年3月23日～ 2026年3月27日	コンプライアンス研修： テーマ「個人情報の取り扱い」(Web視聴)	11名	11名	100%

ダイバーシティ経営の実践のために、多様な人材の確保が必要と考えているものの、当社グループは少人数(2026年3月期末のグループ従業員31名)と母集団としての従業員数が少数であることから、適切な目標水準の設定が困難なため、指標化による目標管理を行っておりません。適切な目標水準の設定ができる状態となりましたら、目標設定し、指標化による目標管理を行う予定です。

なお、2026年3月期末における子会社を含めた当社グループにおける女性の人数は、従業員7名(管理職を含む全従業員31名中)、取締役及び監査役は1名(全取締役及び監査役17名中)となっております。

子会社を含めた当社グループの取締役及び監査役には、外国籍の取締役1名を含めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、主に本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

有価証券上場規程等の違反による制裁

当社は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。有価証券上場規程に違反した場合には処分を受ける可能性があり、悪質なケースでは上場廃止となる場合があります。また、会社法、金融商品取引法、民法及び刑法等に基づく責任を問われる場合があります。

加えて、当社は2026年5月に特別注意銘柄に指定されております。当該指定を受けたことにより、内部管理体制及びコンプライアンス体制の改善・強化並びにその実効性の確保が重要な経営課題となっております。今後、改善計画の遂行状況や内部管理体制等について十分な改善が認められない場合には、当社株式の上場維持に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの信用力、事業活動、財政状態、経営成績及び株価等に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループは、事業に関連する各種制度・法令改正に関する情報を日々モニタリングするとともに、弁護士及び公認会計士等の専門家から情報収集を行い、必要に応じて適切な助言を受けながら事前対策を講じる体制を構築しております。また、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化、内部統制の実効性向上並びに業務プロセスに対する監視機能の強化を継続的に推進しております。

貸金業法の業務規則及び自主規制団体による制裁

当社グループのクラウドバンク・キャピタル株式会社及びクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社は、貸金業法の適用を受けており、各種の事業規制を受けております。また、貸金業法に定める自主規制機関である日本貸金業協会は自主規制基本規則を設け、過剰貸付け防止等に関する規則や広告及び勧誘に関する規則等を設けております。

当社グループは、高い法令等順守意識をもって、関係法令等に対する正確な理解及び役職員への周知徹底に努めるとともに、法令等違反行為を未然に防止するための内部管理体制及びコンプライアンス体制を整備しております。しかしながら、当社グループが貸金業法その他の関係法令等に違反した場合には、業務改善命令、過剰金及びその他の法的措置の対象となる可能性があります。また、法令等の改正により事業規制が強化された場合には、当社グループの信用力、事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

子会社に関連する事業等のリスク

当社グループの日本クラウド証券株式会社は金融商品取引法に基づく金融商品取引業を営んでおり、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されております。

当該比率については120%を下回らないよう管理する必要があり、120%を下回った場合には金融庁から業務の方法の変更等を命じられる可能性があり、100%を下回った場合には業務の全部又は一部の停止を命じられる可能性があります。

当社グループは、当該比率を重要な経営指標の一つとして位置付け、日々のモニタリングを実施することにより、適切な水準の維持に努めております。なお、2025年3月末時点における自己資本規制比率は224.8%となっております。しかしながら、市場環境の変化、保有資産の価格変動、事業拡大に伴うリスク量の増加及びその他の要因により自己資本規制比率が低下した場合には、行政処分の対象となる可能性があり、その結果、当社グループの事業活動、信用力、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

紛議及び訴訟

当社グループは、法令や自主規制等のルールに沿った取引であっても、お客様との意思疎通を欠くことにより苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、損害賠償費用が発生する場合があります。

なお、2026年3月末において、当社グループを被告とする損害賠償請求件数は商品先物取引の受託に関し、1件（請求額129百万円）となっております。

他社との競合リスク

当社グループは主に金地金事業及び事業者金融事業を営んでおり、金地金事業は地金商と競合しており、さらなる競争が激化した場合、地金の仕入代金の上昇や販売先の減少が発生する可能性があります。事業者向け金融事業においては、銀行やその他の貸金業者に加え、異業種からの新規参入などと競合する可能性があります。競争が激化した場合、貸付金利の引き下げ圧力や、よりリスクの高い貸付先への融資増加を招き、将来的に不良債権の増加につながるリスクがあります。その結果、当社における貸倒関連費用が増加する可能性があります。

海外の暗号資産取引プラットフォームの指定解除リスク

当社グループはブロックチェーン技術を利用した金地金を裏付けとした暗号資産「Kinka(XNK)」を発行しております。全世界的に暗号資産取引の法規制が強化された場合、暗号資産の販売が減少、停止する可能性があります。また、現在、2社の海外暗号資産取引プラットフォームに指定を受けておりますが、主要各国で暗号資産取引に関して規制強化が行われた場合、事業の縮小又は事業からの撤退の可能性があります。

取引先の契約不履行等に係るリスク

連結子会社であるクラウドバンク・キャピタル株式会社及びクラウドバンク株式会社は、事業者向けの貸金業を営んでおり、景気後退や金利上昇、取引先の業況悪化等の経済情勢の変化により、借入先事業者の資金繰りが悪化し、返済が困難となる事業者が増加する可能性があります。その場合、貸倒関連費用の増加や受取利息の減少が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済情勢の悪化に伴う資金需要の低迷等により、融資残高が減少した場合には、受取利息が減少し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが営む地金取引においては、取引先の信用悪化や不正取引等により売掛債権の回収が不能となるリスクがあります。特に、取引先確認が不十分であった場合や、取引先を装った第三者による不正行為等が発生した場合には、損失が発生する可能性があります。これらのリスクに対応するため、当社グループでは、与信管理規程を周知徹底するとともに、取引開始時における取引先確認手続の徹底、継続的な信用状況のモニタリング及び社内承認プロセスの強化を進めております。

しかしながら、これらの対応によってもすべてのリスクを回避できるものではなく、債権回収不能等が発生した場合には、当社グループの信用力、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社グループは、当連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、今回の多額の売上債権の未回収を発生させた事態は企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社グループの今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、今回の特別注意銘柄指定を受け、多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

当社株式の上場廃止リスク等について

当社は、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、下記のとおり、2026年5月26日から特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けました。特別注意銘柄指定期間は、2026年5月26日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、

内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除されます。一方で、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められるものの、経過観察の対象銘柄に該当する場合には、最長3事業年度指定が継続され、その間同審査が行われます。

当社は、今回の特別注意銘柄指定を受け、13億4,000万円もの多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、2026年6月5日以降の新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。株主、投資者の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 銘柄 unbanked株式会社 株式 (コード: 8746、市場区分: スタンダード市場)

2. 特別注意銘柄指定日 2026年5月26日(火)

理由(関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため

(有価証券上場規程第503条第1項第4号)

3. 上場契約違約金金額 1,440万円

理由(関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため

(有価証券上場規程第509条第1項第2号)

4. 理由の詳細

unbanked株式会社(以下「当社」という。)は、2025年7月から11月にかけて行った金スクラップ品の取引(以下「本件取引」という。)における売掛金1,340百万円が未回収となったことを受けて、2026年3月2日(修正版は同年3月4日)、本件取引の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を目的として設置した外部弁護士により構成される調査委員会の調査結果を開示しました。

これにより、同社では、同社が2025年7月まで行っていなかった金スクラップ品の掛取引を販売先の信用情報を十分に確認せずに2025年7月以降繰り返しており、必要な内部統制システムが適切に運用されていなかったことが明らかになりました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

- ・2020年7月11日付での特設注意市場銘柄(現「特別注意銘柄」)への指定を受けて策定された改善策について、2022年4月1日付での特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、与信管理等の社内規程の理解
- ・運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、指定解除後に就任した経営陣はこれらを省みることがなく、過去の不適切な会計処理が行われた当時と同様にリスクの高い取引に対する牽制体制が機能していなかったこと
- ・経営陣は、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思い込みにより、本件取引が同社にとって通常とは異なるリスクの高い取引条件であったにもかかわらず、取引開始に際して取締役会決議を経るなどの慎重な対応が必要との認識に至らず、また、取引開始後も取締役会ではリスクの低い取引であるなどと実態と異なる説明を行い、その後に顕在化した取引先の与信上の問題を報告しないなど、リスク評価と対応において慎重さを欠いていたこと以上を総合的に勘案すると、同社では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反したと認められ、かつ、同社は2026年3月6日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、過去に策定した改善策の実効性のある運用が継続できていなかった中で、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思いこみによって、リスク評価と対応が不十分なまま本件取引を繰り返した結果、同社にとって多額の売上債権の未回収を生じさせたという内部管理体制に極めて重大な不備が生じていたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、ドナルド・トランプ第47代米国大統領の就任以降、関税政策の動向や地政学的リスクの高まり等を背景として、経済政策全般に不確実性が増しております。これに伴い、エネルギー政策の方向性や中国との通商関係においても不透明な状況が続いております。

一方、我が国経済におきましては、エネルギー価格の上昇および円安の進行等を背景に消費者物価が上昇しており、インフレに対する警戒感が高まっております。また、個人消費マインドの低下が見られ、景気の減速が懸念される状況にあります。

このような環境のもと、金地金事業におきましては、海外市場では中国やインドなどの中央銀行が外貨準備の多様化やドル依存の軽減を目的として金の購入を加速させており、金価格は史上最高値を更新しております。

国内におきましては、景気の先行き不透明感や物価上昇への懸念等を背景に、個人投資家を中心として金投資への関心が急速に高まっており、金への投資は引き続き増加傾向にあります。

このような背景から、当社グループは国内に限らず海外の投資家や富裕層からの金需要の取り込みを進めております。海外子会社の「Kinka(BVI),Ltd.」が発行する金価格連動型の暗号資産「Kinka(XNK)」の販路拡大を目的に、新たなブロックチェーン上で「Kinka(XNK)」を発行・流通させるため、カルダノブロックチェーン創設企業の「EMURGO FINTECH INC.」とパートナーシップ契約を締結しました。今後も海外でのWeb3ビジネスの推進を図ってまいります。

ノンバンク事業においては、当連結会計年度にクラウドバンク株式会社を子会社化したことで、今後は融資型クラウドファンディング事業にも領域を広げ、収益の向上を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は9,394百万円（前年同期9,489百万円）、売上原価は8,169百万円（前年同期8,994百万円）となりました。営業損失は 2,792百万円（前年同期は営業利益187百万円）、経常損失は 2,827百万円（前年同期は経常利益308百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は 3,808百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益236百万円）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（金地金事業）

金地金事業におきましては、実需、投資および中央銀行の各セクターにおいて世界的な需要が増加していることに加え、国内においても長期的なインフレマインドの高まりを背景に金市場への資金流入が継続しており、金投資は引き続き高い関心を集めております。このような状況のもと、当社グループにおきましても投資家からの買い需要には一服感が見られたものの、引き続き堅調に推移しております。

しかしながら、2026年1月から3月にかけて金価格が大幅に変動したことに加え、相場の過熱感に対する警戒感も見られたことから、投資家心理が慎重化し、同期間における販売は低調に推移いたしました。

この結果、売上高8,043百万円（前年同期比 12.1%減）、セグメント損失は 1,067百万円（前年同期はセグメント利益103百万円）となりました。

（ノンバンク事業）

ノンバンク事業におきましては、不動産取引価格の上昇等を背景に、事業者からの不動産担保融資資金およびつなぎ資金に対する旺盛な資金需要が継続しており、貸出残高は増加しております。加えて、新たにクラウドバンク株式会社を取得したことにより、当社グループの収益は拡大しております。

この結果、売上高1,351百万円（前年同期比299.9%増）、セグメント損失は 1,416百万円（前年同期はセグメント利益255百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ 1,220百万円減少し2,059百万円となりました。なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動の結果、支出した資金は4,041百万円（前年同期は72百万円の支出）となりました。これは主に貸倒引当金の増加による収入3,344百万円及び、減損損失の計上による収入879百万円、関係会社株式評価損の計上による収入636百万円等、があった一方、税金等調整前当期純損失 3,779百万円の計上及び、匿名組合出資預り金の減少による支出4,257百万円、顧客からの預り金の減少による支出1,136百万円等、によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動の結果、支出した資金は246百万円(前年同期は960百万円の収入)となりました。これは主に差入保証金の差入による支出250百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動の結果、得られた資金は375百万円(前年同期は2百万円の支出)となりました。これは主に短期社債の発行による収入330百万円及び、子会社の自己株式の処分による収入46百万円等、によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループは受注残がなく、販売行為のみとなることから、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
金地金(百万円)	8,043	12.1
ノンバンク(百万円)	1,351	299.9
合計(百万円)	9,394	1.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手方	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
日本マテリアル株式会社	2,282	24.0	4,865	51.8
個人A	4,252	44.8	2,365	25.2

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度双方について、当該割合が100分の10未満の相手先は、記載を省略しております。

2. 顧客個人の氏名については、個人のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

a. 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたりまして、会計記録が適切であり、当社の役員及び内部統制上重要な役割を有する従業員による、連結財務諸表に重要な影響を与える違法又は不正な行為がないことを十分に調査し、当社監査人たる監査法人アリアに必要な帳簿、証憑等を提示しております。見積りにつきましては、過去の実績や現状等を勘案して合理的に判断を行っておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

また、時価が著しく下落した有価証券及び実質価値が著しく下落した市場価格がない株式及び評価額が著しく下落した不動産につきましては、必要な減損処理をすると共に、取り立て不能のおそれのある債権につきましては、必要と認められる額の引当金を計上しております。

さらに、無担保未収金や貸付金について債務者と取り交わした弁済計画書等による回収予定が滞った場合等は適宜、引当金の追加計上を行う考えであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

子会社であるクラウドバンク・キャピタル株式会社及びクラウドバンク株式会社の主たる事業は、事業者向けの不動産を担保としたローン事業であり、事業者の返済能力や政策金利の影響を受け、グループの業績に重要な影響を及ぼしております。

また、事業者の支払い能力や回収不能債権が増加した場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす要因となっております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(金地金)

金地金事業は、金価格の持続的な高騰により、投資家からの旺盛な需要が発生しております。

しかし、金価格が大幅に変動したことに加え、相場の過熱感に対する警戒感も見られたことから、投資家心理が慎重化し、当連結会計年度は前年同期と比較し減収減益となりました。

(ノンバンク)

ノンバンク事業は、クラウドバンク・キャピタル株式会社を通じて、当社グループの余剰資金を事業者へ貸し出してあります。新たにクラウドバンク株式会社を取得したことにより、収益が拡大しております。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要のうち主なものは、販売費及び一般管理費等の営業費用、金地金取引に係る仕入代金であります。当社グループの事業活動を行う上で必要な運転資金及び設備投資資金につきましては、主に内部資金から資金調達をしております。なお、当期末日現在における借入金の残高はありません。

5【重要な契約等】

当社は、2025年7月16日開催の取締役会において、当社を親会社とし、クラウドバンク株式会社を子会社化することを決議するとともに、2025年8月8日に効力を発生とする株式譲渡契約を締結しました。

詳細は「第5 経理の状況 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は国内に1ヶ所の事業所を有しております。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (百万 円)	器具 及び備品 (百万 円)	土地 (百万 円) (面積㎡)	その他 (百万 円)	合計 (百万 円)	
本社 (東京都渋谷区)	その他	営業設備	0	1	- (-)	-	1	6

(注) 1 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は25百万円であります。

2 上記以外に、遊休資産となっている土地3百万円(面積35,175.92㎡)を所有しております。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
				建物及び 構築物 (百万 円)	器具 及び備品 (百万 円)	土地 (百万 円) (面積㎡)	その他 (百万 円)	合計 (百万 円)	
クラウドバン ク・キャピタ ル㈱ (連結子会社)	本社 (東京都 渋谷区)	ノンバンク	営業設備	9	0	88 (14,062)	0	98	3
クラウドバン ク㈱ (連結子会社)	本社 (東京都 渋谷区)	ノンバンク	営業設備	20	4	-	0	25	22

(注) 1 国内子会社の入居物件は賃借物件であり、年間賃借料は63百万円であります。

2 帳簿価額のうち、「その他」は一括償却資産であります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

特に記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,570,982	18,192,682	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	13,570,982	18,192,682	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2026年3月26日
新株予約権の数(個) 1	117,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) 1	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) 1	普通株式 11,730,000
新株予約権の行使時の払込金額 1	1株当たり283円
新株予約権の行使期間 1	自 2026年4月15日 至 2028年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 1	発行価格 283 資本組入額 141.5
新株予約権の行使の条件 1	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 1	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 1	当社が組織再編成行為を行う場合は、当社は、新株予約権者に対してその旨を事前に通知し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編後新会社」という。)をして、組織再編成行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わり、再編後新会社の新株予約権を交付する。

- 1 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて、30,000個の新株予約権が行使されており、提出日の前月末現在(2026年5月31日)の未行使数は、87,300個となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万 円)
2020年12月16日 (注)1	3,850,000	20,077,207	286	2,979	286	2,916
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)2	8,850,000	28,927,207	681	3,661	681	3,597
2023年3月1日 (注)3	-	28,927,207	3,561	100	-	3,597
2023年6月15日 (注)4	1,143,336	30,070,543	-	100	120	3,718
2024年10月1日 (注)5	20,047,029	10,023,514	-	329	-	3,718
2025年8月8日 (注)4	1,310,639	11,334,153	-	100	570	4,288
2025年10月31日 (注)4	2,236,829	13,570,982	-	100	664	4,952

(注)1 有償第三者割当 3,850千株
発行価格 149円
資本組入額 74.5円
割当先 C B戦略1号投資事業有限責任組合

(注)2 新株予約権の行使による増加であります。

(注)3 2023年1月20日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金3,561百万円のうち、1,945百万円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当しております。

(注)4 株式交付に伴う新株発行による増加であります。

(注)5 株式併合(3:1)によるものであります。

(注)6 2026年4月14日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が1,621千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ229百万円増加しております。

(注)7 2026年4月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済み株式総数が3,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ429百万円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	25	38	20	65	5,082	5,232	-
所有株式数(単元)	-	319	20,823	40,012	4,446	1,100	67,643	134,343	136,682
所有株式数の割合(%)	-	0.24	15.50	29.78	3.31	0.82	50.35	100.00	-

(注)1 自己株式9,442株は、「個人その他」に94単元、「単元未満株式の状況」に42株含まれております。

2 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
M a a a a R uホールディングス株式会社	東京都中野区若宮3丁目12-2	2,236	16.49
A k a t s u k i C a p i t a l Works株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目4-1	1,140	8.41
株式会社TMフィナンシャルストラテジー	兵庫県神戸市中央区雲井通1丁目1-1-211	452	3.33
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6-21	335	2.48
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	334	2.47
株式会社証券ジャパン	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-18	324	2.39
勝 えり子	千葉県市川市	320	2.36
河合 マーロン	神奈川県横須賀市	300	2.21
本田 求	兵庫県芦屋市	240	1.77
株式会社社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	237	1.75
計	-	5,921	43.64

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,424,900	134,249	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 136,682	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,570,982	-	-
総株主の議決権	-	134,249	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が666株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) unbanked株式会社	東京都渋谷区恵 比寿1-18-14	9,442	-	9,442	0.00
計	-	9,442	-	9,442	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	31,781	10
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	29,866	46	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	9,442	-	9,442	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当社単体の決算においては5期連続で営業赤字が続いているため、期末配当金を無配とさせていただきます。

安定的に営業利益が確保できる体制を確かなものとし、早期の復配を目指す所存であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は2025年8月にクラウドバンク株式会社を子会社化し、当社グループ全体としては、金地金の売買、不動産を担保とした貸金業及びクラウドファンディング事業を主力事業として営んでおります。貸金業については貸金業法、クラウドファンディング事業については金融商品取引法及びその他関連法令によって営業行為等が規制されており、通常の企業統治上の課題に加え、これら業務上特有の法規制の下、適切な内部管理体制の構築が必要となります。

当社グループは、コンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の向上を目指すべく、適時・適切かつ迅速なIR活動を重視し、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでまいります。

2020年4月の第三者委員会調査報告書の結語における指摘を受け、属人的統治からルールによる統治へ移行するため、社内体制の整備を進めてまいりました。また、取締役会による経営方針の策定や重要な意思決定に対する社外からの監視機能を強化するため、社外弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの徹底・強化に向けた活動を継続しております。

また、当社は2026年5月に特別注意市場銘柄に指定されたことを厳粛に受け止め、ガバナンス及びコンプライアンス体制のさらなる強化を経営上の最重要課題として位置付けております。具体的には、業務プロセスに対する監視機能の強化、内部統制の実効性向上、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び健全な企業風土の構築を推進し、再発防止と持続的な企業価値向上に努めてまいります。今後もコンプライアンス委員会による継続的なモニタリングの下、実効性のあるコンプライアンス及びガバナンス体制の強化を図りながら、適切な会社運営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、2023年6月29日開催の第51期定時株主総会の決議をもって、監査会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。会社の機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置する旨、定款に定めております。各役員は当社に対し善管注意義務等を負っております。

a．取締役会

取締役会は、原則月1回、また必要に応じ臨時に開催し、グループの経営状況の確認、重要事項の決定、各取締役の業務執行状況の報告、法令または定款に定める決議事項及び社内規程等に定める経営上重要な事項等を決議することができます。

取締役は株主総会にて選任され、提出日現在9名（社外取締役6名、代表取締役社長は胡燕）で構成されており、善管注意義務を負っています。社長が取締役会の議長を務め、代表取締役は取締役会決議で選定される旨、定款に定めております。また、取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることもできます。2020年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視・監督機能の強化が必要であり、弁護士及び会計士を含む6名が社外取締役に就任しております。

なお、取締役会の構成メンバーは、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載しております。

b．監査等委員会

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、決議をするために設置されています。監査等委員会の構成員である監査等委員は株主総会にて選任され、提出日現在4名（すべて社外取締役）となっており、善管注意義務を負っています。監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から議長を定めます。独立性保持のため、その過半数が社外取締役でなければなりません。法令または定款に定める権限及び社内規程等に定める権限等により、監査に関する重要な事項について報告等を受けることができます。2020年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視・監督機能の強化が必要であり、弁護士を含む4名が社外取締役として就任しております。

c．会計監査人

会計監査人は、計算書類等の会計監査を行うために設置され、株主総会にて選任されます。第54期については監査法人アリアと監査契約を締結し、主に財務報告書類の会計監査等を行うことを主な職務・権限としています。また、内部統制の有効性の評価等も行っております。

d．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンスチェック、モニタリング、是正措置・再発防止策等の策定、必要に応じて事案についての協議、コンプライアンス研修の計画・実施及び内部通報制度の管理運営を主な活動とし、それらの状況等を取締役会へ報告しております。コンプライアンス委員長は外部の有識者である大下良仁弁護士が就任し、構成員は弁護士及び公認会計士による外部の有識者となっております。

委員長：大下良仁弁護士
構成員：江口真理恵弁護士、塩野治夫公認会計士

e. 経営会議

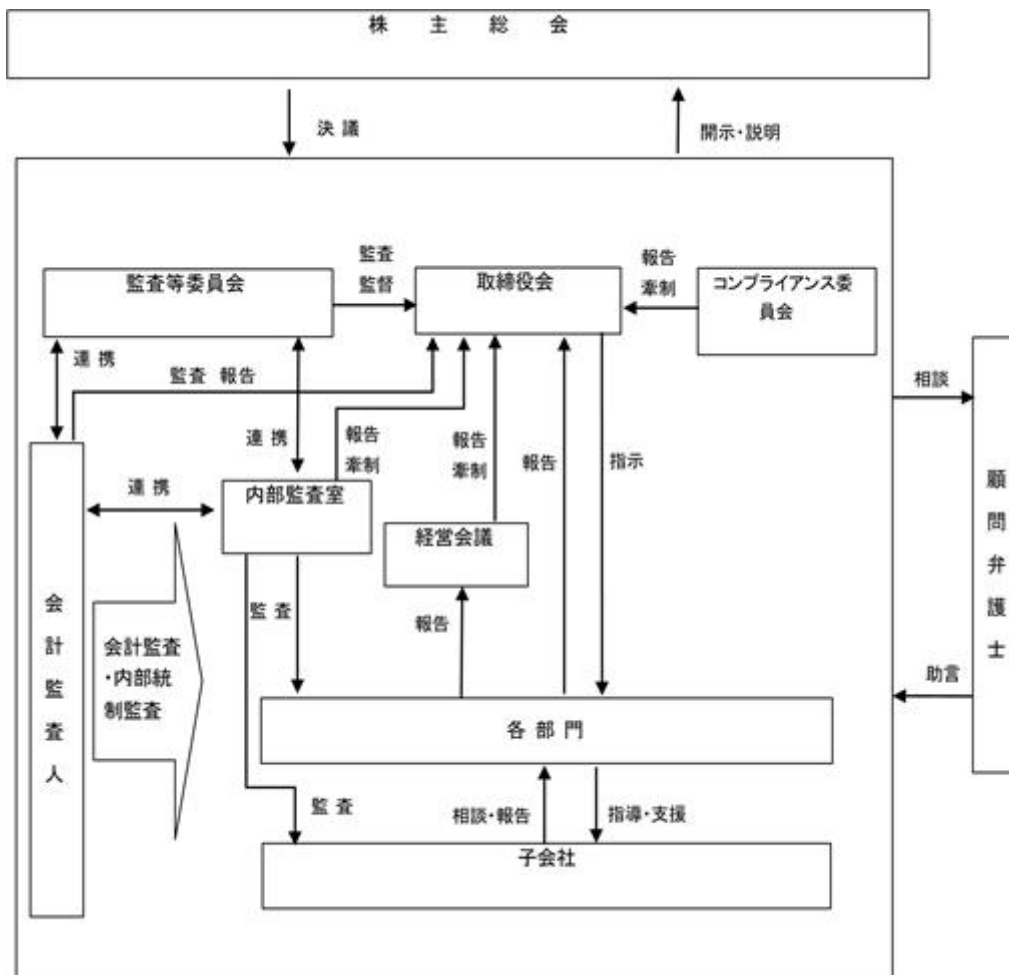
経営会議は、原則として参加者は管理本部長、内部監査室長、各部署の責任者とし、月1回開催いたします。議長は管理本部長が務めております。従業員からの意見を吸い上げる場とし、各部署の活動報告、事業計画及び販売計画における実績等の状況報告、グループ内で生じているリスクの共有、報告を毎回の議題の基本とし、相互の活動を牽制する場でありながら、機動的に事業を推進する場としております。また、会議の内容を取締役に報告することで、会社全体で実務実態と現場レベルのリスクを共有しております。

該当部署：管理本部、経理部、総務部、調査法務部、営業部、コンプライアンス部、内部監査室

ロ. 当該体制を採用する理由

経営に関する意思決定の透明性をはかるため、取締役会を会社の重要な機関と位置づけ、取締役会は会社の重要な業務執行の決定を取締役に委任でき、また、具体的な業務執行を執行役員に一部委任し、その監督をすることで業務の適正化を図るべく、これらの体制を採用しております。また監査等委員会設置会社を採用することにより適正且つ妥当な経営監視機能を有することが可能となり、さらに内部監査、会計監査及び社外取締役選任により企業統治体制を一層強化できるものと考えております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は下記のとおりであります。



取締役会の開催状況

当事業年度における取締役会の出席状況は以下の通りであります。

氏名	役職名	出席状況 ()内は出席率
安達 哲也	代表取締役社長	20回/20回 (100%)
岡田 義孝 (注)1	取締役会長	3回/ 3回 (100%)
七條 利明	取締役管理本部長	20回/20回 (100%)
広瀬 里美	社外取締役 (監査等委員)	19回/20回 (95.0%)
クリストファー・リチャード・レーン	社外取締役 (監査等委員)	20回/20回 (100%)
水地 一彰 (注)2	社外取締役 (監査等委員)	3回/ 3回 (100%)
楠原 孝堯 (注)3	社外取締役 (監査等委員)	16回/17回 (94.1%)

(注)1 岡田 義孝氏は、2025年6月27日の定時株主総会の終結をもって、取締役を辞任しており、辞任前の出席回数を記載しております。

(注)2 水地 一彰氏は、2025年6月27日の定時株主総会の終結をもって、取締役 (監査等委員) を辞任しており、辞任前の出席回数を記載しております。

(注)3 楠原 孝堯氏は、2025年6月27日の定時株主総会の終結をもって、取締役 (監査等委員) に就任しており、就任後の出席回数を記載しております。

(注)4 水地 一彰氏は公認会計士の資格保有者であり、広瀬 里美氏は弁護士の資格保有者であります。

取締役会は、経営の重要な方針等を決定するとともに、業務執行の監督を担っており、原則月1回定例開催しているほか、必要に応じて臨時開催しています。

2025年度は、これまでの経営方針に基づく取組みの加速と深化を図るとともに、経営環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するため、グループ内における子会社の再編を含め、グループ全体での企業活動を活性化させるための具体的な戦略・施策について議論を重ね、重要な意思決定を実施してまいりました。

また、コーポレートガバナンスのさらなる充実・強化に向けて、社外取締役を中心に経営等にかかる豊富な経験や専門的な知識に基づいて、さまざまな角度からの検討と議論を積み重ね、当社が取り組むべき課題について議論しております。サステナビリティの推進については、その基本的な方針を踏まえ、重要課題に対する各種取組みについて業務執行側から報告を受け、議論しています。

こうした取締役会の実効性向上を図るため、取締役会の運営、議論内容、モニタリング機能、取締役への支援体制、改善点などについて、外部機関を通じた全取締役に対してアンケートを実施し、この結果、当社取締役会の実効性は確保できていると評価していますが、中長期の成長のための議論、収益力・資本効率等を意識した経営計画に関する議論や、最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用などの課題点を踏まえ、さらなる実効性の向上に取り組んでおります。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。

外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。

旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。

内部監査室を取締役会直轄とする。

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、これを全社員に周知徹底するとともに、外部の弁護士事務所に通報窓口を設置し、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を整備する。

内部通報者が通報または相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。

内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、取締役会及び監査等委員会に提出する。

監査等委員は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。

インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。

個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。

会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理マニュアル」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底から顧客に不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないように、コンプライアンス部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。

大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。

反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社役員が子会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとする。

子会社の独立性を尊重しつつ、経営上の重要事項については関係会社管理規程に基づき当社管理本部に報告される。また、子会社と定期的に意思疎通の場を設け、問題点の共有を図ることとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議の上、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置することができる。

監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の同意を得たうえで実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「取締役及び子会社の取締役等」という。）が監査等委員会に報告するための体制、及びその他の監査等委員会への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制
取締役及び子会社の取締役等は、監査等委員会の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
取締役及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
当社は、前 に従い監査等委員会への報告を行った取締役及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図り、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携を図る。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ハ. 取締役の定数

当社の取締役は、監査等委員でない取締役7名、監査等委員である取締役5名、合計12名以内とする旨定款に定めております。

ニ. 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ホ. 取締役会で決議できることとしている株主総会決議事項

当社は、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

へ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定められています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用の損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、その保険料は会社が全額負担しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100百万円としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	胡 燕	1984年3月2日生	2009年4月 日本インター株式会社 入社 2016年6月 医通佳日株式会社 入社 2009年1月 Freedom Consulting Inc 上級管理職 2026年6月 当社代表取締役社長(現任)	注1	-
取締役	安達 哲也	1962年12月27日生	1986年4月 ユニバーサル証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 1990年1月 立花証券株式会社入社 2009年1月 株式会社マネーパートナーズ入社 2017年2月 株式会社One Tap Buy株式会社 (現PayPay証券株式会社)入社 2019年4月 Alpaca Japan株式会社入社 2020年4月 日本クラウド証券株式会社入社 2022年4月 当社入社 管理本部副本部長 2023年6月 株式会社CAPITA代表取締役社長 2024年6月 当社代表取締役社長 2024年6月 日本クラウド証券株式会社 代表取締役(現任) 2024年6月 クラウドバンク・インキュボ株式会社 代表取締役(現任) 2024年8月 クラウドバンク株式会社代表取締役 2025年9月 同社取締役(現任) 2026年6月 当社取締役(現任)	注1	0
取締役	竹内 博	1963年10月24日生	1984年4月 東京リコー株式会社(現リコージャパン株式会社)入社 1988年2月 日本エタニットパイプ株式会社 (現リソルホールディングス株式会社)入社 1996年1月 株式会社ジャック(現株式会社レダックス)入社 2002年9月 ケイ・オフィスプランニング 代表取締役 2004年4月 株式会社オプトロム 取締役財務経理統括 2006年10月 株式会社エイ・エヌアートプランニング (現株式会社ANAPホールディングス)入社 総務部長兼経営管理室長 2007年11月 同社 取締役経営管理部長 2014年4月 同社 専務取締役 2016年4月 同社専務取締役管理本部長 2026年4月 A & T 合同会社 代表社員(現任) 2026年6月 当社取締役 管理本部長(現任)	注1	-

取締役	森井 じゅん	1980年3月3日生	2005年11月 米国ネバダ州Bonanza Casino 経理部門入社 2009年10月 尾台会計事務所 入所 2012年9月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社 入社 2014年1月 森井会計事務所 代表公認会計士・税理士 (現任) 2014年1月 株式会社城南紙商 代表取締役(現任) 2016年4月 東京都品川区監査委員 2021年11月 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 社外監査役 (現任) 2023年6月 東都水産株式会社 社外監査役(現任) 2023年6月 バス株式会社 社外監査役(監査等委員) (現任) 2023年6月 nmsホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)(現任) 2026年6月 当社社外取締役(現任)	注1	-
取締役	平井 兼人	1989年1月26日生	2011年11月 株式会社プロダクションノータイトル入社 2018年2月 同社取締役 2019年5月 株式会社HashTag代表取締役 2026年4月 株式会社ダブルユニバース代表取締役(現任) 2026年6月 当社社外取締役(現任)	注1	-
取締役 (監査等委員)	クリストファー・ リチャード・レーン	1980年12月21日生	2007年11月 株式会社セラヴィリゾート泉郷 海外向け及びインバウンドビジネス担当 2025年11月 Majime Partners LTD. 共同創設者兼最高投資責任者(現任) 2026年5月 Ninjya Pool Grope 暗号資産アセットマネージャー(現任) 2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	注3	-
取締役 (監査等委員)	楠原 孝堯	1982年3月20日生	2005年4月 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社入社 2017年10月 再生可能エネルギー事業開業 2020年9月 合同会社SOLAR99業務執行役員(現任) 2024年8月 株式会社オークモンド取締役(現任) 2025年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	注3	-
取締役 (監査等委員)	池辺 健太	1985年12月14日生	2012年12月 明倫国際法律事務所入所 アソシエイト弁護士 2019年1月 明倫国際津事務所 パートナー弁護士 2021年8月 学校法人福岡文化学園学校理事(非常勤)(現任) 2024年1月 池辺法律事務所代表弁護士(現任) 2026年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	注2	-
取締役 (監査等委員)	村田 和希	1987年6月24日生	2013年11月 最高裁判所司法修習生 2015年1月 ブレークモア法律事務所アソシエイト弁護士 2020年5月 東京丸の内法律事務所アソシエイト弁護士 2021年4月 当社社外取締役 2023年6月 クラウドバンク株式会社社外取締役 2023年6月 日本クラウド証券株式会社社外取締役 2024年8月 八雲法律事務所 弁護士(現任) 2026年3月 クラウドバンク株式会社社外取締役(現任) 2026年3月 クラウドバンク・キャピタル株式会社社外取締 役(現任) 2026年3月 日本クラウド証券株式会社社外取締役(現任) 2026年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	注2	-
計					0

(注)1. 監査等委員でない取締役の任期は2026年3月期にかかる定時株主総会終結の時から2027年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。

2. 監査等委員である取締役の任期は2026年3月期にかかる定時株主総会終結の時から2028年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は2025年3月期にかかる定時株主総会終結の時から2027年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

提出日現在において、当社の社外取締役は6名であります。

社外取締役森井じゅん氏につきましては、公認会計士として、外資系大手会計事務所において、財務会計、M&A戦略に関する実務経験と専門知識を積み重ねており、公的機関における監査業務、上場会社の会計監査での幅広い知識・経験をもとに、当社のコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に大きく寄与することが期待でき、客観的な視点から当社の経営に対し適切な助言をいただけると判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役平井兼人氏につきましては、実業家として、ブランド戦略・広告戦略・組織マネジメントに関する事業に卓越した経営手腕を発揮しており、従来のコミュニケーション手法に依存しないSNSおよびデジタルメディアを推進し、当社への接触頻度・発信速度の向上により、当社ブランドの再構築、及び企業価値の向上におけるアドバイザーとしての役割が期待でき、客観的な視点から当社の経営に対し適切な助言をいただけると判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役クリストファー・リチャード・レーン氏につきましては、日本企業の海外向けビジネス支援、海外の大規模不動産開発プロジェクト、暗号資産アセットマネージャーとして仮想通貨に関するビジネスに精通しており、独立した客観的な視点から当社の経営に対し適切な助言をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役楠原孝堯氏は、再生可能エネルギー事業や蓄電池事業に精通し、これまでの実務経験や経営者としての視点から、当社グループの事業展開や事業計画への助言などが期待でき、独立した客観的な視点から当社の経営に対し適切な助言をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役池辺健太氏は、弁護士として多くの企業案件や紛争解決を主導し、ビジネス上での法的リスクの管理に精通しており、法務・コンプライアンスの専門家として高度な専門知識と豊富な実務経験を有していることから、当社のガバナンス体制の強化に向けて、独立した客観的な視点から当社の経営に対し適切な助言をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役村田和希氏は、弁護士として企業法務全般、コンプライアンス分野において高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、当社及び当社グループの社外取締役を歴任しており、当社グループの事業内容に深い理解を有していることから、当社のガバナンス体制の強化、様々な法的リスクへの対応において、独立した客観的な視点から当社の経営に対し適切な助言をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役クリストファー・リチャード・レーン氏、楠原孝堯氏、池辺健太氏及び村田和希氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

当社では社外取締役を選任するための独立性基準を設けておりませんが、豊富な知識や経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の出席状況

当社の監査等委員会は、提出日現在5名（非常勤監査等委員（社外取締役）5名）で構成されております。

当事業年度における個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職名	監査等委員会出席状況
広瀬 里美	社外取締役・委員長	14回/14回(100%)
クリストファー・リチャード・レーン	社外取締役	14回/14回(100%)
楠原 孝堯（注）2	社外取締役	10回/11回(91%)
水地 一彰（注）3	社外取締役・委員長	3回/3回(100%)

(注)1 楠原孝堯氏は、2025年6月27日付で監査等委員に就任し、監査等委員として監査等委員会に出席しております。

(注)2 水地一彰氏は、2025年6月27日付で監査等委員を辞任しております。

監査等委員会出席状況()内は出席率を記載しております。

監査等委員会は期末における監査報告書及び各四半期末におけるレビュー報告書を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行います。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図ります。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査等委員会と内部統制部門は、監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

監査等委員会は原則月1回で開催され、必要時には随時開催が可能となっており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行います。監査等委員会が選定した監査等委員または内部監査室から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、主な検討事項としては、会計監査人の監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを審議し評価するとともに、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議します。各監査等委員の報酬額については、株主総会で決議された総額の枠内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

b. 監査等委員会における具体的な検討状況

当事業年度における監査等委員会での具体的な検討状況は、内部監査室と連携し、監査基準に基づく監査の実施、経営計画の進捗状況、内部統制システム構築及び運用状況、監査等委員以外の取締役の選任に係る意見の決定、会計監査人の再任の決定及び報酬等に対する同意、会計監査人より監査報告書及び各四半期末におけるレビュー報告書の内容を受け意見交換、その他監査上の主要な検討事項に関する意見交換、監査報告書の作成などであります。

c. 監査等委員の活動

監査等委員は、監査等委員会の監査基準に従い監査、取締役会等の重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、代表取締役との意見交換、取締役からの職務執行に係る報告聴取、内部監査室との情報交換を行っております。また、当社は常勤の監査等委員を選任しておりませんが、事務局である内部監査室の支援を受け、必要な情報が適宜、監査等委員会へ報告され、情報共有を行っております。

内部監査の状況

内部監査は内部監査室(提出日現在2名)を中心に実施しております。「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行い、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。

内部監査室は社長直轄から取締役会直轄の部門として2020年5月1日に組織体制を変更しており、牽制機能の強化として重要な役割を担うべく取締役会の命を受け、監査結果を取締役に報告することとしております。

また、内部監査室の人員は2名体制で、内部監査体制強化のため外部研修を活用するなど、知識の強化やノウハウの蓄積を行っております。

内部監査室長は経営会議及び取締役会に出席するとともに、社内状況及び営業状況について相互の情報共有を行い、監査等委員会との定期的なミーティングを行うことに加え、監査法人とも業務プロセス及び会計処理の方法等について協議を行うために定期的にミーティングを行います。

内部監査室は、社内規程を見直したのち、取締役会議事録等でその改定内容を確認し、社内告知が適切になされていることを確認しております。また、年間を通して実施される内部監査時に、社内規程の遵守について、面談によるヒアリングおよび書面の視認、現場調査によって確認し、内部監査報告書として各会議体へ報告を行うこととしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

代表社員・業務執行社員 山中 康之

代表社員・業務執行社員 吉澤 将弘

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他6名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人としての監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを審議しており、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

g. 会計監査人との責任限定契約の概要

当社と監査法人アリアは、契約に基づき、契約の履行に伴い生じた当社の損害について、監査法人アリアに悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査法人アリアの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務施行の対価として当社から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれかを高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度としております。なお、監査法人アリアの行為が上記の要件を充足するか否かについては、当社が判断することとなっております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 フロンティア監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 監査法人アリア

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

フロンティア監査法人

異動の年月日 2025年6月27日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であったフロンティア監査法人は、2025年6月27日開催の第53期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。監査等委員会は、当社の今後の事業展開を踏まえ、監査業務と監査費用等の適正性・合理性を検証し、会計監査人としての専門性、独立性、規模、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案し、適任と判断した為、新たな会計監査人である監査法人アリアを選任しました。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る監査役会の意見
妥当である旨の回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	29	-	33	-
連結子会社	0	-	-	-
計	29	-	33	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当該方針については定めておりません。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各役員は、当社に対し善管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。

2023年6月29日に、新たに監査等委員会設置会社として取締役会にて決議された取締役の個人別報酬等の決定方針は、以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別報酬等の決定方針

(1) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

取締役個人別の報酬等は、株主総会決議の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額（固定報酬）を決定する。

(2) 報酬等の種類ごとの決定方針

業績連動報酬は支給せず、非金銭報酬としてストック・オプションを付与できるものとし、付与数は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定するものとする。

(3) 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。非金銭報酬は、取締役会で付与数等を決議後、割当日に付与する。

(4) 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長安達哲也にその具体的内容の決定を委任することができる。代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責、在任年数等に応じて決定する。

取締役会は、当事業年度取締役個人別報酬等について、監査等委員会設置会社への移行前の同内容の当該決定方針との整合性を確認しております。

(5) 役員の報酬等の株主総会決議に関する事項

当社の取締役の報酬の総額については、2023年6月29日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、取締役員数の減少、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内としております。

また、監査等委員である取締役の報酬の総額については、2023年6月29日開催の第51期定時株主総会において、年額30百万円以内としております。

各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目先のならぬよう、企業の持続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	16	16	-	3
監査等委員(社外取締役を除く)	-	-	-	-
社外役員	8	8	-	4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

区分基準は特に定めておりませんが、当社は主に業務上の関係を有する企業に限定して非上場株式を保有しており、また機動的な売却もできないため、これらを純投資目的以外の目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的である投資株式と考えるケースが多くなります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の保有はないので、取締役会での検証は特に行ってはありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

特定投資株式、みなし保有株式
該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式、みなし保有株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	37	-	-
非上場株式以外の株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	0	-	0

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、持続的な企業価値の向上と安定的な事業収益の確保を目指し、「人的資本への投資」を経営の最重要課題の一つと位置づけます。従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、エンゲージメントを高めながら成長できる環境を築くため、以下の4つの柱を基本方針として推進いたします。

人的資本への投資と従業員エンゲージメントの向上

従業員の成長が企業の成長に直結するという理念のもと、社会情勢の変化に迅速に対応し、従業員の生活安定と報奨を目的とした「ベースアップ」を実施し、また、経営陣と従業員が企業の進むべき方向性（ビジョン）を密に共有し、同じベクトルを向いて挑戦できる組織風土を醸成し、エンゲージメントの向上とモチベーションの最大化を図ります。

キャリアアップを支援するための資格取得の奨励（リスキリングの推進）

将来の事業創出と他社との差別化を図るため、新たな事業創出を目的とし、業務に必要となる資格取得を全面的に支援します。また、当社グループの強みである暗号資産ビジネスにおいて、他社と差別化された新規サービスを生み出すため、全社的なITリテラシーの向上とデジタル人材の育成を推進するため、従業員の自律的なスキル向上を強力に支援します

ワークライフバランスの推進による生産性の向上

社会環境の変化に柔軟に対応するため、クラウド型業務支援システムの導入などを積極的に進め、時間や場所に縛られないテレワーク環境を構築します。多様な働き方を認めることで、すべての従業員が効率的かつ自律的に働ける労働環境を整備します。

ライフイベントと業務安定性を両立する「両立支援・労使協調」の徹底

多様なライフステージにある従業員がキャリアを中断することなく活躍できるよう、育児休業、介護休業、短時間勤務や所定外労働の制限などについて、適正な基準を労使合意のもとで明確に運用し、従業員の権利を守りつつ、ライフイベントに応じた柔軟な働き方と段階的な職場復帰のサポート及び職場の業務代替体制を維持します。経営層と従業員代表が定期的に協定を見直す持続可能なガバナンス体制を維持し、安心・安全な就労環境を協働で維持・発展させ、強固なセーフティネットと適正な運用体制を確立します。

(2)【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ノンバンク事業	25
金地金事業	2
全社（共通）	4
合計	31

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
6	47.5	14.9	5,847,076	4.24

セグメントの名称	従業員数（名）
金地金事業	2
全社（共通）	4
合計	6

(注) 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額について、従来、千円単位で記載してありましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位をもって記載することに変更しました。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第53期連結会計年度	フロンティア監査法人
第54期連結会計年度	監査法人アリア

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構が主催する研修会等へ参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,280	2,059
預託金	-	4,342
売掛金	5	0
商品	534	394
販売用不動産	-	2,222
営業貸付金	2,828	19,596
その他	194	604
貸倒引当金	8	3,776
流動資産合計	6,833	25,443
固定資産		
有形固定資産		
土地	94	92
建設仮勘定	-	822
その他	218	278
有形固定資産合計	112	993
無形固定資産		
その他	0	14
無形固定資産合計	0	14
投資その他の資産		
投資有価証券	3,397	3,75
差入保証金	-	4,261
固定化営業債権	210	1,548
破産更生債権等	9	9
その他	34	81
貸倒引当金	207	1,545
投資その他の資産合計	444	431
固定資産合計	557	1,439
繰延資産		
創立費	1	0
開業費	0	0
繰延資産合計	1	0
資産合計	7,392	26,883

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	330
買掛金	251	-
未払法人税等	1	59
匿名組合出資預り金	1,205	18,410
顧客からの預り金	-	4,344
役員退職慰労引当金	10	-
株主優待引当金	16	-
訴訟損失引当金	18	20
その他	5,104	5,304
流動負債合計	1,608	23,469
固定負債		
繰延税金負債	12	91
その他	18	21
固定負債合計	31	113
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	-	0
特別法上の準備金合計	-	0
負債合計	1,640	23,582
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	5,039	6,342
利益剰余金	377	3,414
自己株式	2	3
株主資本合計	5,514	3,024
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	17	21
その他の包括利益累計額合計	17	22
非支配株主持分	219	254
純資産合計	5,752	3,300
負債純資産合計	7,392	26,883

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1 9,489	1 9,394
売上原価	8,994	8,169
売上総利益	495	1,225
販売費及び一般管理費	2 307	2 4,017
営業利益又は営業損失()	187	2,792
営業外収益		
受取利息	1	15
受取配当金	26	0
貸倒引当金戻入額	19	0
投資有価証券売却益	165	-
その他	8	58
営業外収益合計	220	74
営業外費用		
支払利息	-	3
持分法による投資損失	96	98
その他	2	6
営業外費用合計	99	109
経常利益又は経常損失()	308	2,827
特別利益		
段階取得に係る差益	-	42
固定資産売却益	-	1
負ののれん発生益	26	-
子会社株式売却益	38	-
特別利益合計	64	44
特別損失		
固定資産除却損	4 3	4 0
関係会社株式評価損	-	636
訴訟和解金	-	1,209
減損損失	3 58	3 883
その他	-	0
特別損失合計	62	2,728
匿名組合損益分配前税引前当期純利益又は純損失()	309	5,511
匿名組合損益分配額	8	1,731
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	301	3,779
法人税、住民税及び事業税	1	52
法人税等調整額	4	70
法人税等合計	6	123
当期純利益又は当期純損失()	295	3,903
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	58	95
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	236	3,808

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	295	3,903
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	260	0
為替換算調整勘定	-	8
持分法適用会社に対する持分相当額	9	5
その他の包括利益合計	1 270	1 14
包括利益	25	3,917
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	33	3,822
非支配株主に係る包括利益	58	95

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	5,183	2	-	5,280
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			236		236
欠損填補		143	143		
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	143	380	2	233
当期末残高	100	5,039	377	2	5,514

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	274	14	288	-	5,569
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					236
欠損填補					-
自己株式の取得					2
自己株式の処分					0
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減				219	219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	273	3	270		270
当期変動額合計	273	3	270	219	182
当期末残高	0	17	17	219	5,752

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	5,039	377	2	5,514
当期変動額					
新株の発行		1,234			1,234
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			3,808		3,808
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		36			36
連結範囲の変動			15		15
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		31			31
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,302	3,792	0	2,490
当期末残高	100	6,342	3,414	3	3,024

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	0	17	17	219	5,752
当期変動額					
新株の発行					1,234
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）					3,808
自己株式の取得					0
自己株式の処分					36
連結範囲の変動					15
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					31
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	3	4	34	39
当期変動額合計	0	3	4	34	2,451
当期末残高	1	21	22	254	3,300

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	301	3,779
減価償却費	2	11
のれん償却額	10	38
減損損失	58	879
負ののれん発生益	26	-
為替差損益(は益)	2	-
持分法による投資損益(は益)	96	98
貸倒引当金の増減額(は減少)	262	3,344
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	10	10
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	0	157
株主優待引当金の増減額(は減少)	3	16
資産除去債務の履行による支出	-	6
受取利息及び受取配当金	27	15
投資有価証券売却損益(は益)	165	-
関係会社株式売却損益(は益)	38	-
関係会社株式評価損	-	636
固定資産除却損	3	-
営業貸付金の増減額(は増加)	1,289	230
匿名組合出資預り金の増減額(は減少)	1,205	4,257
売上債権の増減額(は増加)	11	5
仕入債務の増減額(は減少)	251	251
委託者未収金の増減額(は増加)	38	-
棚卸資産の増減額(は増加)	316	522
固定化営業債権の増減額(は増加)	-	218
破産更生債権等の増減額(は増加)	150	-
差入保証金の増減額(は増加)	46	63
顧客からの預り金増減(は減少)	-	1,136
段階取得に係る差損益(は益)	-	42
その他	35	72
小計	96	3,976
利息及び配当金の受取額	27	15
利息の支払額	-	1
長期未払金の返済による支出	1	3
法人税等の支払額	1	74
営業活動によるキャッシュ・フロー	72	4,041

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	33	2
有形固定資産の売却による収入	-	5
投資有価証券の売却による収入	791	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	127	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	348	-
差入保証金の差入による支出	-	250
敷金及び保証金の回収による収入	28	-
その他の支出	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	960	246
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期社債の発行による収入	-	330
自己株式の取得による支出	2	0
子会社の自己株式の処分による収入	-	46
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2	375
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	886	3,912
現金及び現金同等物の期首残高	2,393	3,280
株式交付に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	2,691
現金及び現金同等物の期末残高	13,280	12,059

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、今回の多額の売上債権の未回収を発生させた事態は企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社グループの今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、今回の特別注意銘柄指定を受け、多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 28社

主要な会社名

主要な連結子会社の名称

クラウドバンク・キャピタル株式会社

クラウドバンク株式会社

日本クラウド証券株式会社

クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社

クラウドバンク・インキュラボ株式会社

当連結会計年度からクラウドバンク株式会社を連結範囲に含めております。また、連結財務諸表の作成にあたり、みなし取得日を2025年6月30日として、みなし取得日からの損益計算書を連結しております。

(2) 非連結子会社の名称等

株式会社まーる

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

当該他の会社等の数 3社

(子会社としなかった理由)

当社グループの一部の子会社が、融資型クラウドファンディング事業での貸付債権の回収を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

株式会社まーる

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社を株式交付親会社、持分法適用関連会社であったクラウドバンク株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付で当社はクラウドバンク株式会社の株式を追加取得したことにより、クラウドバンク株式会社を連結の範囲に含めております。また、クラウドバンク株式会社の連結子会社化に伴い、クラウドバンク株式会社の傘下の子会社23社も連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

当社を株式交付親会社、持分法適用関連会社であったクラウドバンク株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付で当社はクラウドバンク株式会社の株式を追加取得したことにより、クラウドバンク株式会社を連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日の異なる子会社は、クラウドバンク株式会社傘下の孫子会社であり、主要な子会社として、クラウドバンク株式会社、日本クラウド証券株式会社、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社、クラウドバンク・インキュラボ株式会社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、クラウドバンク株式会社の決算日(12月31日)現在のクラウドバンク株式会社の連結財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行う方法を採用しております。

また、当連結会計年度において、クラウドバンク株式会社の連結子会社化に伴い、当社グループの連結決算と事業運営の効率化を図るため、クラウドバンク株式会社の決算日を3月31日から12月31日に変更しております。なお、当連結会計年度における会計期間は9か月となっております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によって
おります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、
持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

a．商品

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定）によっております。

b．貯蔵品

個別法による原価法によっております。

暗号資産

- ・活発な市場が存在するもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
- ・活発な市場が存在しないもの 移動平均法による原価法（期末処分見込額が取得原価を下回る
場合は、当該処分見込額）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建
物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、事業年度毎に一括して3年間
で均等償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債
権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償
金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積り、損失見込み額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

金地金事業

金地金事業の取引については、国内では対面形式及びインターネット形式で商品を販売しており、国外
では暗号資産を対価として商品を販売しており、顧客との契約に基づき商品を引き渡す履行義務を負っ
ております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、充
足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

ノンバンク事業

ノンバンク事業については、顧客からの貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、貸付金
に係る未収利息につきましては、約定利率で計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却して
おります。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金(流動)	8百万円	3,776百万円
貸倒引当金(固定)	207百万円	1,545百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの営業債権である未収利息等未収入金並びに営業貸付金等については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、営業債権の貸倒損失に備えるため、顧客の信用リスクの度合いに応じて債務者区分を決定し、債務者区分に基づき債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類しております。貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については保全による回収見込額に加え債務者の財政状態及び経営成績を考慮して個別に回収可能性を検討することにより、回収不能見込額を計上しております。

債務者区分の判定は、延滞情報を含む返済状況及び顧客の財務指標等の定量的要因並びに将来の業績見通し等の定性的要因に関連する情報を勘案して行っております。

回収不能額の見積りに用いた主要な仮定については、過去の経験、担保物の換金可能性及び換金価値、相手先が抱える事業上のリスクなど不確実性の様々な要因を考慮しております。

当社グループは、入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、保有する営業債権の回収期間が中長期にわたることから、経済及びその他の事象または状況の変化や顧客の経営成績・財政状態の悪化など特有の不確実性があるため、今後新たな事実が判明した場合等には変動する可能性があります。

(販売用不動産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	-	2,222百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、ノンバンク事業において再生可能エネルギー関連の販売用不動産を保有しております。

販売用不動産については、収益性の低下により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。

正味売却価額は、不動産鑑定評価を用いて算定しております。

見積評価の前提とした予想発電量の変化や想定外の費用の発生によって、販売用不動産の評価損や売却による損失が計上され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(有形固定資産及び無形固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	112百万円	993百万円
無形固定資産	0百万円	14百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。

なお、ノンバンク事業における再生可能エネルギー関連の固定資産や遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来

キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として認識します。

減損の兆候の有無及び認識の要否における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画及び過去の実績等を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りであります。見積評価の前提とした環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合に減損損失の計上が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(訴訟損失引当金)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
訴訟損失引当金	18百万円	20百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおいては、訴訟による損失見込額を経過状況等に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リース会計に関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取り扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
保有する暗号資産	14百万円	127百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
ETH	0.92ETH	0百万円	1.06ETH	0百万円
USDT	85935.31USDT	12	46,786.21USDT	7

活発な市場が存在しない暗号資産

種類	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
XNK	3.05XNK	1百万円	166.54XNK	120百万円

(Akatsuki Capital Works株式会社等に対する訴訟の提起と今後の対応について)

当連結会計年度に発生した金地金取引における1,340百万円の売上債権回収遅延事案(以下、「本事案」といいます。)に関し、当社は、2026年1月30日付で、本事案の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を行う目的で、外部弁護士で構成する調査委員会による調査を進めてきましたが、2026年2月27日付の調査報告書を受領いたしました。

調査の結果、当社は、本事案の顧客であった株式会社アニススタイルを紹介した当社株主のAkatsuki Capital Works株式会社の関係者による詐欺による不法行為があったと判断し、東京地方裁判所に対して、下記のとおり、損害賠償請求訴訟を提起し、現在、係争中となっております。

当社は、本案件につき、民事訴訟はもちろんのこと、捜査機関への相談も開始しており、当社が被った被害の回復を図ってまいります。

なお、当連結会計年度においては、回収遅延となった売上債権1,340百万円については、固定化営業債権に計上し、全額貸倒引当金を計上しております。

1. 訴訟を提起した相手

- ・ Akatsuki Capital Works株式会社
- ・ 大塚郁人(Akatsuki Capital Works株式会社の代表者)
- ・ 株式会社アニススタイル
- ・ 他法人4社と個人7名

2. 請求金額

当社が損失を被った2つの取引の取引金額である680百万円と671百万円を合計した金額から、それまでの取引粗利益の合計額である63百万円を控除した1,288百万円に、弁護士費用10%を加算した金額である1,417百万円を、法人6社と個人8名に対して連帯で請求します。

(連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

商品先物取引の受託に関し、当社及び当社グループを被告とする損害賠償請求件数は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
損害賠償請求件数	1件	1件
請求額	129百万円	129百万円

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社及び当社グループは不法行為が無かったことを主張しており、その経過に基づき訴訟損失引当金を計上しています。現在手続きが進行中であり、当該損失額は今後変動する可能性があります。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	12百万円	24百万円

3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	397百万円	37百万円

4 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
差入保証金	-百万円	250百万円

当社は、株式会社アニスタイルに対する売上債権の回収遅延1,340百万円に関して、東京地方裁判所に対して、Akatsuki Capital Works株式会社を債務者とする仮差押えの申立てを行い、Akatsuki Capital Works株式会社に対する損害賠償請求権を被保全権利とする仮差押命令の担保金として、法務局に250百万円供託しております。

5 契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約負債	6百万円	11百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して掲載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	49百万円	62百万円
従業員給与	63	138
地代家賃	28	54
訴訟関連費用	0	2
顧問料	43	172
業務委託費	59	154
貸倒引当金繰入額	57	3,108
役員退職慰労引当金 繰入額	10	5

3 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
洲本市他	遊休資産	土地
本社	事務所他	建物付属設備、什器備品、 一括償却資産、のれん、 敷金

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。なお、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社グループは、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。その内訳は、有形固定資産10百万円及びのれん48百万円であります。また、遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており、減損損失は0百万円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は、備忘価額1円として評価しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
洲本市他	遊休資産	土地
本社	事務所他	土地、什器備品、のれん

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。なお、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社グループは、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。その内訳は、有形固定資産532百万円及びのれん350百万円であります。回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は、備忘価額1円として評価しております。

4 固定資産除却損

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

固定資産除却損の主なものは、建物付属設備費0百万円、器具及び備品6百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

固定資産除却損の主なものは、器具及び備品0百万円であります。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	226百万円	0百万円
組替調整額	165	0
法人税等及び税効果調整前	392	12
法人税等及び税効果額	131	12
その他有価証券評価差額金	260	0
為替換算調整勘定：		
当期発生額	-	8
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	9	5
持分法適用会社に対する持分相当額	9	5
その他の包括利益合計	270	14

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	30,070,543	-	20,047,029	10,023,514
合計	30,070,543	-	20,047,029	10,023,514
自己株式				
普通株式	-	7,594	67	7,527
合計	-	7,594	67	7,527

（注）1. 当社は2024年10月1日付で普通株式3株につき1株の割合で株式併合を行っています。

2. 普通株式の発行済株式数の減少20,047,029株は株式併合によるものです。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加7,594株は、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加5,713株及び単元未満株式の買取りによる増加1,881株によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少67株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,023,514	3,547,468	-	13,570,982
合計	10,023,514	3,547,468	-	13,570,982
自己株式				
普通株式	7,527	31,781	29,866	9,442
合計	7,527	31,781	29,866	9,442

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加3,547,468株は当社を株式交付親会社、クラウドバンク株式会社を子会社とする株式交付を実施したこと、また、株式会社まーるの株式を取得のため、株式交付を実施したこと。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加31,781株は、連結子会社が保有する自己株式（当社株式）を取得したことによる増加29,866株、また、単元未満株式の買取りによる増加1,915株によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少29,866株は、連結子会社が保有する自己株式（当社株式）を売却したことによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	3,280百万円	2,059百万円
現金及び現金同等物	3,280	2,059

2 株式交付により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

株式交付により新たにクラウドバンク株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	27,405 百万円
固定資産	1,831
流動負債	28,291
固定負債	0

なお、流動資産には連結開始時の現金及び現金同等物2,691百万円が含まれており、「株式交付に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の売却によりPersonal Capital株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	113 百万円
固定資産	0
流動負債	7
株式売却益	38
株式の売却価額	145
現金及び現金同等物	96
差引：売却による収入	48

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

4 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
株式交付による資本剰余金増加額	- 百万円	1,234百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	29百万円	63百万円
1年超	86	121
合計	116	185

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、業務に必要な資金は自己資本による方針であります。それらの資金は、主として決済用預金や顧客への貸付金業者間決済資金などに充当されております。また、一時的な余資は預金や国債等の流動性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預託金はノンバンク事業でのクラウドファンディングにより顧客である投資家から預かった金銭を信託しているものであります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業貸付金は、ノンバンク事業での匿名組合契約に基づき投資家の出資を運用しているもので、貸出先や保証人の財務状況の悪化による信用リスクや担保価値等の価格変動リスクなど貸付案件毎の各種リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、発行体の財務状況の悪化により、実質価額の低下リスクに晒されております。

固定化営業債権は、2026年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金及び、金地金事業における詐欺事件の未収金であり、相手先の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、元従業員及びその親族に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

社債、営業債務である買掛金、ノンバンク事業でのクラウドファンディングにより投資家から預かった金銭である顧客預り金、クラウドファンディングにより顧客である投資家が出資した金銭である匿名組合出資預り金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、信用リスクに関する管理規定に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用情報を把握する体制をしております。営業貸付金は保証人の設定や不動産等に担保設定することによりリスク低減を図っております。

また、当社グループにおける金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規定・ルールに従って行っております。

その他、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理として、当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息が付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としておりますが、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金に残高を持つ場合は、資金繰り等を勘案して、極力残高が膨らまないよう留意して管理しております。

市場リスク（株価、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

担当責任者は日々の業務終了時に、担当部署から報告資料の提出を受け、社内規程等を順守しているか確認しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき償還予定を管理するとともに、顧客からの預り金を含め分別管理と手許資金を確保などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を盛り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権について、特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券 其他有価証券	0	0	
資産計	0	0	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券 其他有価証券	0	0	
資産計	0	0	-

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払法人税等」、「匿名組合出資預り金」、「顧客からの預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。また、営業貸付金、固定化営業債権は、貸倒引当金が計上されており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
- (2) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項。
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
非上場株式	397百万円	75百万円

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	3,280	-	-	-	-	-
営業貸付金	2,828	-	-	-	-	-
合計	6,108	-	-	-	-	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	2,059	-	-	-	-	-
営業貸付金	19,596	-	-	-	-	-
合計	21,655	-	-	-	-	-

注2．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
1年内償還 予定の社債	330	-	-	-	-	-
合計	330	-	-	-	-	-

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券株式	0	-	-	0
資産計	0	-	-	0

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券株式	0	-	-	0
資産計	0	-	-	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	0	0	0
合計		0	0	0

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額397百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計			
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	0	0	0
合計		0	0	0

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額75百万円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	695	165	-
(2) 債券			
国債・地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	695	165	-

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

3. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、有価証券について636百万円（関係会社株式636百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2	3,439百万円	3,975百万円
貸倒引当金	122	1,384
訴訟損失引当金	6	6
株主優待引当金	5	-
減損損失	24	293
関係会社株式	551	775
その他	143	256
繰延税金資産小計	4,293	6,692
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注）2	3,439	3,975
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	853	2,716
評価性引当額小計（注）1	4,293	6,692
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
土地再評価に係る繰延税金負債	8	8
その他有価証券評価差額金	-	68
関係会社の留保利益	4	14
繰延税金負債合計	12	91
繰延税金資産（負債）の純額	12	91

（注）1．評価性引当額が2,555百万円増加しております。この現象の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が680百万円、貸倒引当金が1,261百万円増加したことに伴うものです。

（注）2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	141	580	-	2	1,573	1,142	3,439
評価性引当額	141	580	-	2	1,573	1,142	3,439
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	502	-	14	1,576	569	1,312	3,975
評価性引当額	502	-	14	1,576	569	1,312	3,975
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.6%	税金等調整前当期 純損失を計上して いるため、記載を 省略しておりま す。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 段階取得にかかる差益	1.7	
持分法投資損益	-	
住民税均等割等	10.8	
評価性引当額の増減による影響	0.5	
連結子会社の取得に伴う繰越欠損金の増加	683.2	
繰越欠損金の充当	708.8	
その他	15.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3	
	2.0	

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 クラウドバンク株式会社(以下、「C B社」という。)及びその連結子会社23社
事業の内容 融資型クラウドファンディング、貸金業、投資・コンサルティング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の事業ポートフォリオの多角化とDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、さらなる業績向上並びに企業価値向上を目指すものであります。

(3) 企業結合日

2025年8月8日(みなし取得日 2025年6月30日)

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交付親会社、C B社を株式交付子会社とする簡易株式交付

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

株式交付直前に所有していた議決権比率	20.2%
企業結合日に追加取得した議決権比率	34.4%
取得後の議決権比率	54.6%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交付により、当社がC B社の議決権の54.6%を取得し、子会社化したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式交付直前に保有していたC B社の普通株式の企業結合日における時価	335百万円
企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	570
取得原価	906

3. 株式の種類別の交付比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交付比率

クラウドバンク株式会社の普通株式1株: unbanked株式会社の普通株式23,404.26株

(2) 株式交付比率の算定方法

第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社(以下、「算定機関」といいます。)に当社及びC B社の株式価値の算定並びに株式交付比率の算定を依頼いたしました。

当社は当該算定機関によるC B社の株式価値の算定結果、及び、株式交付比率を参考に、同社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、C B社の株主と慎重に協議を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことがそれぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(3) 交付した株式数

本株式交付に際して、当社が交付した当社の普通株式は、1,310,639株です。なお、当社は、本株式交付による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行しております。

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 42百万円

5. 主要な取得関連費用の内容および金額

弁護士・アドバイザー等に対する報酬・手数料等 7百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん 389百万円

当連結会計年度の中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額でしたが、当連結会計年度末にC B社の関係会社株式を評価減したことに伴い、のれん残高を減損しております。

(2) 発生原因

主としてC B社が融資型クラウドファンディング事業の展開及び間接業務の効率化によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	27,405 百万円
固定資産	1,831
流動負債	28,291
固定負債	0

なお、流動資産には連結開始時の現金及び現金同等物に2,691百万円が含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書の「株式交付に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

8. 企業結合日が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	202 百万円
営業利益	37
当期純損失	202

(概算額の算定方法)

取得企業の2025年4月1日から2025年6月30日までの損益情報を影響の概算額としております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記情報(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)5. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社及び当社グループは、金地金の売買を行う金地金事業と、貸金業を主業務とするノンバンク事業を展開していることから、「金地金」及び「ノンバンク」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1、3、4	連結財務諸表 計上額(注)2
	金地金	ノンバンク	計		
売上高					
一定時点で移転 される財	9,151	83	9,235	-	9,235
一定の期間にわ たり移転される 財	-	6	6	-	6
顧客との契約か ら生じる収益	9,151	90	9,242	-	9,242
その他の収益	-	247	247	-	247
外部顧客への売 上高	9,151	337	9,489	-	9,489
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	9,151	337	9,489	-	9,489
セグメント利益 又はセグメント 損失()	103	255	358	171	187
セグメント資産	581	2,669	3,251	4,140	7,392
その他の項目					
減価償却費	0	2	2	0	3
のれん償却額	-	10	10	-	10
減損損失	-	48	48	10	58
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額(注) 5	-	33	33	9	43

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 171百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。
3. セグメント資産の調整額4,140百万円は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。
4. その他の項目の調整額「減価償却費」0百万円及び「減損損失」10百万円は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には企業結合による資産の増加は含めておりません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1、3、4	連結財務諸表 計上額(注)2
	金地金	ノンバンク	計		
売上高					
一定時点で移転 される財	8,043	79	8,123	-	8,123
一定の期間にわ たり移転される 財	-	6	6	-	6
顧客との契約か ら生じる収益	8,043	86	8,130	-	8,130
その他の収益	-	1,264	1,264	-	1,264
外部顧客への売 上高	8,043	1,351	9,394	-	9,394
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	8,043	1,351	9,394	-	9,394
セグメント利益 又はセグメント 損失()	1,067	1,416	2,483	308	2,792
セグメント資産	403	20,012	20,415	6,468	26,883
その他の項目					
減価償却費	0	15	15	0	15
のれん償却額	-	38	38	-	38
減損損失	3	528	532	350	883
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額(注) 5	0	-	0	-	0

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 308百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。
3. セグメント資産の調整額6,468百万円は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。
4. その他の項目の調整額「減価償却費」0百万円及び「減損損失」350百万円は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には企業結合による資産の増加は含めておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
個人A	4,252	金地金
日本マテリアル株式会社	2,282	金地金

(注) 顧客個人の氏名については、個人のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
個人A	2,365	金地金
日本マテリアル株式会社	4,865	金地金

(注) 顧客個人の氏名については、個人のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	金地金	ノンバンク	計		
減損損失	-	48	48	10	58

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	金地金	ノンバンク	計		
減損損失	3	528	532	350	883

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	金地金	ノンバンク	計		
当期償却額	-	10	10	-	10
当期末残高	-	-	-	-	-

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	金地金	ノンバンク	計		
当期償却額	-	38	38	-	38
当期末残高	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

「ノンバンク」セグメントにおいて、クラウドバンク・キャピタル株式会社の株式を新たに取得したことに伴い、負ののれん発生益が発生しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、連結会計年度においては26百万円であります。なお、負ののれん発生益は特別利益のため、上記セグメント利益には含まれておりません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	Akatsuki Capital Works株式会社	東京都港区	所有 直接8.5 (注)1	コンサルティング業務の委託	業務委託料 (注)2	11	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. 業務委託料は、2025年7月3日に締結した業務委託契約書及びその後の覚書により決定しております。本契約は、事業運営に関するコンサルティング及び金取引を含む取引先の開拓等の業務委託をする内容で、2025年9月30日に本契約は終了しましたが、Akatsuki Capital Works株式会社から派遣されてきた業務遂行担当者が、金地金取引の仕入先と販売先（アニススタイル社）を指定する形で2025年7月31日より金地金取引が始まり、最終的に売上債権の未回収事案が発生しました。

(注)2. 2026年3月17日付けで、Akatsuki Capital Works株式会社より、変更報告書No.4が関東財務局に提出されたことを受け、2026年2月24日付けで当社の主要株主に異動があり、同社が主要株主でなくなったことを確認いたしました。議決権等の所有割合(%)は、当事業年度末の株主名簿に基づき記載しております。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社の子会社	日本クラウド証券株式会社	東京都渋谷区	100	クラウドファンディング事業	所有 間接20.2	地金の販売及び買取	地金の販売 (注)2	322	契約負債	6
							地金の買取 (注)2	108	-	-
関連会社の子会社	クラウドバンクPI6号合同会社	東京都渋谷区	0	有価証券の取得、保有及び処分	所有 間接20.2	資金の貸付	資金の貸付 (注)3	1,231	-	-
							資金の回収	1,981		
							受取利息	18		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1: 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

(注)2: 市場価格を参考に、両社で協議の上、決定したスプレッドを加味して取引を行います。

(注)3: 市中金利等を参考に、両社で協議の上、決定した金利で取引を行います。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	クラウドバンク株式会社	東京都渋谷区	100	クラウドファンディング事業	所有 直接54.6%	事務所 賃貸	地代家賃	23	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1：取引金額には消費税等を含めておりません。

(注) 2：2025年4月1日から2025年6月30日までの取引を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社の子会社	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	東京都渋谷区	40	貸金業	所有 間接20.2	資金の貸付	資金の貸付 (注)	5,019	-	-
							資金の回収	5,019		
							受取利息	99		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)：市中金利等を参考に、両社で協議の上、決定した金利で取引を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
非連結の子会社	株式会社まーる	東京都渋谷区	1	古物営業法に基づく古物営業	所有 直接51.0	資金の貸付	資金の貸付 (注)	180	-	180

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)：市中金利等を参考に、両社で協議の上、決定した金利で取引を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度において、重要な関連会社であったクラウドバンク株式会社は、当連結会計年度に連結子会社となっております。その要約連結財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	クラウドバンク株式会社	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	41,601	-
固定資産合計	3,124	-
繰延資産合計	293	-
流動負債合計	43,053	-
固定負債合計	3	-
純資産合計	1,962	-
売上高	3,794	-
税金等調整前当期純利益	53	-
親会社株主に帰属する当期純利益	18	-

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
1株当たり純資産額	552円41銭	224円64銭
1株当たり当期純利益	23円63銭	322円88銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式3株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	236	3,808
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	236	3,808
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,019	11,793
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集の払い込み完了に関して)

当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び第3回新株予約権(以下、第3回新株予約権を「本新株予約権」といい、本新株式と総称して「本第三者割当増資」といいます。)の募集を決議し、その後、同年4月8日付の書面決議によって、本新株予約権の発行数量の変更を決議しましたが、2026年4月14日、その払い込みの完了を確認しております。

今後全ての新株予約権が行使された場合は、3,319,590,000円の資金を調達することとなります。

今後の経過等、新株予約権の行使が行われた場合に必要に応じて適宜開示を行います。

(1) 本第三者割当増資の概要

発行新株式数	1,621,700株
発行価額	1株につき283円
調達資金の額	458,941,100円 発行諸費用の概算額(控除)10,130,000円

(2) 第3回新株予約権の概要

新株予約権の総数	117,300個
発行価額	総額41,289,600円(新株予約権1個あたり352円)
当該発行による潜在株式数	11,730,000株
調達額	3,360,879,600円 (内訳) 新株予約権発行分 41,289,600円 新株予約権行使分 3,319,590,000円 上記資金調達額の際には、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、及び、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
新株予約権の行使期間	2026年4月15日(水)から2028年4月14日(金)まで
行使価額	283円

(第3回新株予約権の行使による主要株主である筆頭株主の異動及び基準日後株主への議決権付与)

2026年5月26日にAU投資事業組合(以下、「AU」といいます。)が新株予約権30,000個を行使した結果、AUの保有株式数は4,621,700株に増加し、AUが主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。また、今回の第3回新株予約権の一部行使に伴い、AUの当社に対する議決権所有割合は20%を超え、AUが「その他の関係会社」に該当することとなりました。

そのAUに対し、当社は同日開催の取締役会において、会社法第124条第4項に基づき、2026年6月5日に開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に係る基準日(2026年4月10日)後に株式を取得した株主として、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することを決議しました。

1. 議決権を付与する株式

- (1) 株式数：普通株式 4,621,700株
- (2) 議決権の数：46,217個
- (3) 株主名：AU投資事業組合
- (4) 議決権総数に対する割合：25.61%

(注) 議決権総数に対する割合は、本臨時株主総会の基準日である2026年4月10日現在の総株主の議決権数(134,251個)に、AUに対して付与した議決権数(46,217個)を加算した数(180,468個)を基に算出しております。

2. 議決権を付与する理由

当社は、2026年5月21日付でAUより通知書を受領しました。その内容は、「臨時株主総会の付議議案は、取締役及び監査等委員である取締役の大幅な刷新を内容とするものであり、貴社の経営体制、ガバナンス、事業運営及び企業価値に重大な影響を及ぼし得る極めて重要な議案です」として、本臨時株主総会における議決権を付与するよう、強い要請がありました。その後、AUが2026年5月26日付で新株予約権を行使し、当社の主要株主である筆頭株主に該当することになったことから、本臨時株主総会の開催予定日に近い時点でのAUの意思を本臨時株主総会に反映させることが必要であると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、基準日後に株式を取得した株主であるAUに対し、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することにいたしました。

(当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について)

当社は、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、下記のとおり、特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けました。

1. 銘柄 unbanked株式会社 株式 (コード: 8746、市場区分: スタンダード市場)
2. 特別注意銘柄指定日 2026年5月26日(火)

理由(関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため

(有価証券上場規程第503条第1項第4号)

3. 上場契約違約金金額 1,440万円

理由(関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため

(有価証券上場規程第509条第1項第2号)

4. 理由の詳細

unbanked株式会社(以下「**同社**」という。)は、2025年7月から11月にかけて行った金スクラップ品の取引(以下「**本件取引**」という。)における売掛金1,340百万円が未回収となったことを受けて、2026年3月2日(修正版は同年3月4日)、本件取引の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を目的として設置した外部弁護士により構成される調査委員会の調査結果を開示しました。

これにより、同社では、同社が2025年7月まで行っていなかった金スクラップ品の掛取引を販売先の信用情報を十分に確認せずに2025年7月以降繰り返しており、必要な内部統制システムが適切に運用されていなかったことが明らかになりました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

- ・ 2020年7月11日付での特設注意市場銘柄(現「特別注意銘柄」)への指定を受けて策定された改善策について、2022年4月1日付での特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、与信管理等の社内規程の理解・運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、指定解除後に就任した経営陣はこれらを省みることがなく、過去の不適切な会計処理が行われた当時と同様にリスクの高い取引に対する牽制体制が機能していなかったこと
- ・ 経営陣は、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思い込みにより、本件取引が同社にとって通常とは異なるリスクの高い取引条件であったにもかかわらず、取引開始に際して取締役会決議を経るなどの慎重な対応が必要との認識に至らず、また、取引開始後も取締役会ではリスクの低い取引であるなどと実態と異なる説明を行い、その後に顕在化した取引先の与信上の問題を報告しないなど、リスク評価と対応において慎重さを欠いていたこと

以上を総合的に勘案すると、同社では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項(業務の適正を確保するために必要な体制整備)の規定に違反したと認められ、かつ、同社は2026年3月6日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、過去に策定した改善策の実効性のある運用が継続できていなかった中で、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思いこみによって、リスク評価と対応が不十分なまま本件取引を繰り返した結果、同社にとって多額の売上債権の未回収を生じさせたという内部管理体制に極めて重大な不備が生じていたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

(MaaaaRu ホールディングス株式会社との資本提携の解消に向けた協議開始及び主要株主の異動)

2026年5月25日開催の取締役会において、MaaaaRuホールディングス株式会社(以下、「MaaaaRu社」といいます。)との資本提携の解消に向けた協議の開始を決定し、その手続きの一環として、MaaaaRu社と当社代表取締役の安達哲也との間で貸株契約を締結いたしました。

1. 異動が生じた経緯

当社は、2025年10月10日付「簡易株式交付による株式会社まーの子会社化、及び、新たな事業の開始に関するお知らせ」のとおり、2025年10月31日付でMaaaaRu社より、簡易株式交付に基づき株式会社まーの株式51株を譲り受け子会社化いたしました。

今般、MaaaaRu社より、当該株式の全数を買戻すとともに資本提携を解消したい旨の申し出(以下、「本申出」といいます。)を受けました。

当社は本申出について慎重に検討した結果、本申出を受け入れ、MaaaaRu社との資本提携を解消することを前提に協議を開始することで合意いたしました。なお、提携解消に向けた手続きの一環として、MaaaaRu社が保有する当社株式(2,236,829株)の全数について、MaaaaRu社と当社代表取締役の安達哲也個人との間で貸株契約(貸主:MaaaaRu社、借主:安達哲也)を締結いたしました。

上記の貸株契約の締結によって、議決権が当社代表取締役の安達哲也に帰属することとなったため、MaaaaRu社が当社の主要株主でなくなり、新たに、当社代表取締役の安達哲也が当社の主要株主に該当することになりました。

2. 異動する株主の概要

新たに主要株主に該当する株主

(1) 氏名 安達哲也

(2) 所在地 千葉県八千代市

主要株主に該当しなくなる株主

(1) 名称 MaaaaRu ホールディングス株式会社

(2) 所在地 東京都中野区若宮三丁目12番2号

(3) 代表者の氏名 代表取締役 酒井尋哉

(4) 事業内容 各種コンサルティング

(5) 資本金 30万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

安達哲也

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年4月14日現在)	1個 (100株)	-	-
異動後 (2026年5月26日現在)	22,369個 (2,236,929株)	12.39%	第2位

MaaaaRu ホールディングス株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年4月14日現在)	22,368個 (2,236,829株)	14.87%	第1位
異動後 (2026年5月26日現在)	-	-	-

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年4月10日現在の総株主の議決権数134,251個に、同年4月14日付でAU投資事業組合に対して第三者割当により発行された新株式1,621,700株の議決権数16,217個、及び、AU投資事業組合が2026年5月26日現在で行使した新株予約権30,000個(3,000,000株)を加算した180,468個を総株主の議決権数として算出しております。

2. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 「大株主順位」欄の異動前及び異動後については、2026年4月10日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

4. 2026年5月26日付開示「主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載の通り、AU投資事業組合が同日付で新株予約権30,000個を行使したことに伴い、MaaaaRuホールディングス株式会社は第1位から第2位の大株主となっております。

4. 異動年月日

2026年5月26日

5. 今後の見通し

本件による当社グループの連結業績に与える影響はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	利率(%)	担保	償還期限
クラウドバンク(株)	第1回 無担保少人数私募 債募集	2025.11.1	-	110 (110)	6.0	なし	2026.11.1
クラウドバンク(株)	第2回 無担保少人数私募 債募集	2025.12.1	-	140 (140)	6.2	なし	2026.12.1
クラウドバンク(株)	第2回 無担保少人数私募 債募集	2025.12.1	-	80 (80)	8.0	なし	2026.12.1
合計	-	-	-	330 (330)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年以上2年以内 (百万円)	2年以上3年以内 (百万円)	3年以上4年以内 (百万円)	4年以上5年以内 (百万円)
330	-	-	-	-

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成は省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	2,620	4,123	7,852	9,394
税金等調整前中間(当期) (四半期)純損失(百万円)	1,251	1,129	2,339	3,779
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純損失 (百万円)	1,277	1,160	2,438	3,808
又は1株当たり中間(当期) (四半期)純損失() (円)	127.56	111.57	217.44	322.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	127.56	15.99	105.88	105.44

決算日後の状況
該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,525	619
暗号資産	1	120
商品	534	394
差入保証金	61	-
短期貸付金	3 1,000	3 1,050
その他	100	41
貸倒引当金	25	31
流動資産合計	4,196	2,194
固定資産		
有形固定資産		
建物	0	0
減価償却累計額	0	0
建物(純額)	0	0
器具及び備品	7	7
減価償却累計額	6	6
器具及び備品(純額)	1	1
土地	4	3
有形固定資産合計	5	5
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	459	494
関係会社出資金	8	11
関係会社長期貸付金	3 1,000	-
固定化営業債権	1 210	1 1,548
破産更生債権等	9	9
差入保証金	-	4 250
敷金及び保証金	30	30
その他	4	4
貸倒引当金	207	1,545
投資その他の資産合計	1,514	803
固定資産合計	1,520	808
資産合計	5,716	3,003

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	251	-
未払法人税等	1	1
役員退職慰労引当金	10	-
株主優待引当金	16	-
訴訟損失引当金	18	20
その他	35	60
流動負債合計	333	81
固定負債		
繰延税金負債	-	-
固定負債合計	-	-
負債合計	333	81
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	3,718	4,952
その他資本剰余金	1,321	1,321
資本剰余金合計	5,039	6,274
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	246	3,449
利益剰余金合計	246	3,449
自己株式	2	3
株主資本合計	5,383	2,921
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	5,383	2,921
負債純資産合計	5,716	3,003

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	2,915	2,804
売上原価	2,899	2,778
売上総利益	160	255
販売費及び一般管理費	1,226	1,259
営業損失()	65	1,336
営業外収益		
受取利息	107	62
受取配当金	26	0
投資有価証券売却益	165	-
貸倒引当金戻入額	3	2
為替差益	1	-
暗号資産売却益	1	-
業務受託手数料	24	-
受取手数料	-	1
その他	2	1
営業外収益合計	333	67
営業外費用		
支払手数料	0	-
暗号資産評価損	-	1
その他	-	-
営業外費用合計	0	1
経常利益又は経常損失()	267	1,269
特別損失		
関係会社株式評価損	-	4,121
子会社株式売却損	39	-
減損損失	10	3
訴訟和解金	-	1,209
特別損失合計	19	2,424
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	247	3,694
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
当期純利益又は当期純損失()	246	3,696

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	3,718	1,465	5,183	143	143
当期変動額						
当期純利益					246	246
欠損填補			143	143	143	143
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	143	143	390	390
当期末残高	100	3,718	1,321	5,039	246	246

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	5,139	260	260	5,400
当期変動額					
当期純利益		246			246
欠損填補					-
自己株式の取得	2	2			2
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			260	260	260
当期変動額合計	2	243	260	260	16
当期末残高	2	5,383	0	0	5,383

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	3,718	1,321	5,039	246	246
当期変動額						
新株の発行		1,234		1,234		
当期純損失（ ）					3,696	3,696
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	1,234	-	1,234	3,696	3,696
当期末残高	100	4,952	1,321	6,274	3,449	3,449

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2	5,383	0	0	5,383
当期変動額					
新株の発行		1,234			1,234
当期純損失（ ）		3,696			3,696
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			0	0	0
当期変動額合計	0	2,462	0	0	2,462
当期末残高	3	2,921	0	0	2,921

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、今回の多額の売上債権の未回収を発生させた事態は、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社の今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、今回の特別注意銘柄指定を受け、多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(3) 暗号資産

活発な市場が存在するもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

活発な市場が存在しないもの 移動平均法による原価法(期末処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法(リース資産を除く)

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

金地金事業

金地金事業の取引については、国内では対面形式及びインターネット形式で商品を販売しており、国外では暗号資産を対価として商品を販売しており、顧客との契約に基づき商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. (訴訟損失引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
訴訟損失引当金	18百万円	20百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社においては、訴訟による損失見込額を経過状況等に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. (貸倒引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金(流動)	25百万円	31百万円
貸倒引当金(固定)	207百万円	1,545百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の債務者区分に基づき債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類しております。貸倒引当金は、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については保全による回収見込額に加え債務者の財政状態及び経営成績を考慮して個別に回収可能性を検討することにより、回収不能見込額を計上しております。

債務者区分の判定は、延滞情報を含む返済状況及び顧客の財務指標等の定量的要因並びに将来の業績見通し等の定量的要因に関連する情報を勘案して行っております。

回収不能額の見積りに用いた主要な仮定については、過去の経験、担保物の換金可能性及び換金価値、相手先が抱える事業上のリスクなど不確実性の様々な要因を考慮しております。

当社は、入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、保有する営業債権の回収期間が中長期にわたることから、経済及びその他の事象または状況の変化や顧客の経営成績・財政状態の悪化など特有の不確実性があるため、今後新たな事実が判明した場合等には変動する可能性があります。

3. (関係会社株式)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	459百万円	494百万円
関係会社株式評価損	-	1,211

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、その株式の実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回復可能性があるものを除き、減損処理を実施しております。関係会社の業績が低迷等で財政状態が悪化した場合、関係会社株式の減損が生じ、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)
該当事項はありません。

(追加情報)

(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
保有する暗号資産	1百万円	120百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
ETH	0.10ETH	0百万円	0.01ETH	0百万円

活発な市場が存在しない暗号資産

種類	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
XNK	3.05XNK	1百万円	166.54XNK	120百万円

(Akatsuki Capital Works株式会社等に対する訴訟の提起と今後の対応について)

Akatsuki Capital Works株式会社等に対する訴訟の提起と今後の対応に関する注記は「連結財務諸表注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 委託者未収金及び固定化営業債権のうち無担保未収金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
無担保未収金	198百万円	196百万円

2 偶発債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
損害賠償請求件数	1件	1件
請求額	129百万円	129百万円

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社及び当社グループは不法行為が無かったことを主張しており、その経過に基づき訴訟損失引当金を計上しています。いずれも現在手続きが進行中であり、当該損失額は今後変動する可能性があります。

3 関係会社に対する債権・債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	1,070百万円	1,095百万円
長期金銭債権	1,000	-

4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
差入保証金	-百万円	250百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	32百万円	25百万円
従業員給与	26	39
役員退職慰労引当金繰入額	10	5
地代家賃	12	27
訴訟関連費用	0	2
支払報酬	40	120
業務委託費	29	65
貸倒引当金繰入額	10	1,281

販売に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費	4.8%	0.4%
一般管理費	95.3%	99.6%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高	317百万円	505百万円
営業取引以外の取引による取引高	148	97

3 子会社株式売却損益

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
子会社株式		
Personal Capital株式会社	9百万	- 百万

4 関係会社株式評価損

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社株式		
クラウドバンク株式会社	- 百万円	575百万円
株式会社まーる	-	636
合計	-	1,211

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	138
関連会社株式	320
合計	459

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	494
合計	494

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,245百万円	1,495百万円
貸倒引当金	121	583
訴訟損失引当金	6	6
株主優待引当金	5	-
減損損失	24	24
関係会社株式	551	750
その他	143	145
繰延税金資産小計	2,098	3,006
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,245	1,495
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	852	1,510
評価性引当額小計	2,098	3,006
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産 (負債) の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
法定実効税率	33.6%	税金前当期純損失
(調整)		を計上しているた
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.1	め、記載を省略し
住民税均等割	0.5	ております。
評価性引当額の増減による影響	30.4	
その他	1.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5	

(企業結合等関係)

1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表「注記事項 (企業結合等関係) 」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

- (第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集の払い込み完了に関して)
- (当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について)
- (MaaaaRu ホールディングス株式会社との資本提携の解消に向けた協議開始及び主要株主の異動)

連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象) 」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	0	-	-	-	0	0
	器具及び備品	1	3	3 (3)	0	1	6
	土地	4	-	0 (0)	-	3	-
	計	5	3	4 (3)	0	5	6
	ソフトウェア	0	-	-	-	0	38
	計	0	-	-	-	0	38

(注)「当期減少額」欄の()は内数で、減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	233	1,345	2	1,576
訴訟損失引当金	18	2	-	20

(注)引当金の計上理由及び算定方法については、「(重要な会計方針)3.引当金の計上基準」に記載しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び売渡 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告が行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 当社のURLは次のとおり。 https://unbanked.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

2025年6月30日関東財務局長に提出
(第53期)(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月30日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

2025年11月14日関東財務局長に提出
(第54期第2四半期)(自2025年7月1日至2025年9月30日)

(4) 臨時報告書

2025年4月21日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2025年5月21日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書

2025年6月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2025年7月9日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書

2025年7月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2025年8月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2025年10月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2025年12月15日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書

2026年3月18日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2026年4月15日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2026年5月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書

2026年5月15日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外収益・特別損失の計上)に基づく臨時報告書

2026年5月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2026年6月5日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(第53期)(自2024年4月1日至2025年3月31日)2025年7月28日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月30日

unbanked株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤 将弘
----------------	-------	-------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているunbanked株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、unbanked株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となった。また、このような財務状況の悪化に加え、会社株式が2026年5月26日から特別注意銘柄へ指定され、上場廃止となるリスクも生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっている。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び

監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2025年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、unbanked株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、unbanked株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセス並びに金地金取引の売上債権の回収遅延に関連した業務プロセスには、開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月30日

unbanked株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤 将弘
----------------	-------	-------

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているunbanked株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、unbanked株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となった。また、このような財務状況の悪化に加え、会社株式が2026年5月26日から特別注意銘柄へ指定され、上場廃止となるリスクも生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっている。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。